

# 建設委員会報告資料

## 令和3年3月12日

報告事項件名	頁
(1) 千住関屋ポンプ所整備の進捗状況等について	2
(2) 中川堤防（佐野一丁目～六木二丁目）の交通について	5
(3) 用途地域等の一括変更について	8
(4) バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区）の検討開始について	12
(5) バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）の策定について	14
(6) 六町加平橋及び主要区画道路②Ⅱ区間の交通開放について	18
(7) 興野周辺地区まちづくりの取組み状況について	22
(8) 西新井大師周辺地区まちづくりの取組み状況について	39
(9) 神明二丁目周辺地区他1か所の地区計画策定について	40
(10) 島根四丁目地区地区計画変更の原案について	41
(11) 不燃化特区制度のこれまでの実績について	43
(12) 足立区耐震改修促進計画に係る改定作業期間の延伸について	46
(13) シルバーピア（民間借上高齢者集合住宅）に係る 契約更新意向調査結果について	47
(14) 居住支援の検討状況について	48
(15) 令和3年度足立市街地開発株式会社の事業計画及び収支予算について	別添

(都市建設部)

# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

件名	千住関屋ポンプ所整備の進捗状況等について																																																																																																									
所管部課名	都市建設部企画調整課 建設事業調整担当課																																																																																																									
内容	<p>千住関屋ポンプ所整備の進捗状況等について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 現在の工事進捗状況と今後の予定</p> <p>ポンプ所貯水池となる東西ケーソンの連結工事が令和2年12月に完了し、現在は、管理棟の建築及びポンプ施設等の機械・電気設備工事に着手している。ケーソン連結工事の遅延に伴い、本施設の事業期間は令和7年度まで延伸されたが、現在の工事状況は、順調に推移している。</p> <p style="text-align: center;"><b>【千住関屋ポンプ所の主要工程概要】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">平成（年度）</th> <th colspan="8">令和（年度）</th> </tr> <tr> <th>21</th> <th>22</th> <th>→</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事</td> <td colspan="4" style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>建築工事</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td colspan="4" style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>機械工事</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2" style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>電機工事</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2" style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>立坑工事</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td colspan="4" style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>下水再構築</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td colspan="4" style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td><td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">凡例</p> <p>☐ 契約済み工事</p> <p>□ 今後の工事（予定）</p> <p style="text-align: center;">下水再構築：下水道管渠の再整備など</p> <p>2 工事概要</p> <p>主たる工法 ニューマチックケーソン工法 (コンクリート構造物を地中に沈埋しながら築造する)</p> <p>雨水放流量 37.3 m<sup>3</sup>/s</p> <p>流入管渠 隅田川幹線</p> <p>雨水貯留池 貯留量約1万7千600 m<sup>3</sup></p> <p>下水対応能力 計画降水量50mm/時、流出係数80%</p>		平成（年度）				令和（年度）								21	22	→	30	元	2	3	4	5	6	7	8以降	土木工事													建築工事														機械工事													電機工事													立坑工事													下水再構築													
	平成（年度）				令和（年度）																																																																																																					
	21	22	→	30	元	2	3	4	5	6	7	8以降																																																																																														
土木工事																																																																																																										
建築工事																																																																																																										
機械工事																																																																																																										
電機工事																																																																																																										
立坑工事																																																																																																										
下水再構築																																																																																																										

### 3 地元関連の経緯

年月日	内容
平成 21 年 3 月 18 日	「千住関屋ポンプ所の建設に係る覚書」締結
平成 22 年 2 月 8 日	都、区、住民三者による「工事協定」締結
平成 22 年 2 月 8 日	ポンプ所本体の工事に着手
平成 30 年 2 月	隅田川への下水放流渠の工事着手
令和 2 年 9 月	千住関屋ポンプ所内下水流入立坑の工事着手
令和 2 年 12 月	貯水池用東西ケーソンの連結工事完了
令和 3 年度以降	管理棟の建築及び機械設備の工事着手

### 4 周辺関連工事

#### (1) 隅田川スーパー堤防整備

千住関屋ポンプ所に流入した雨水を隅田川に放流するための放流渠の整備に関連し、現況の防潮堤の撤去とスーパー堤防の整備を行う。

- ・ 施行範囲 延長約 190 m  
※ 千住関屋町アパート～サンクタス区間
- ・ 工期 令和 2～9 年度（予定）  
※ テラスの通行ができない工事期間あり

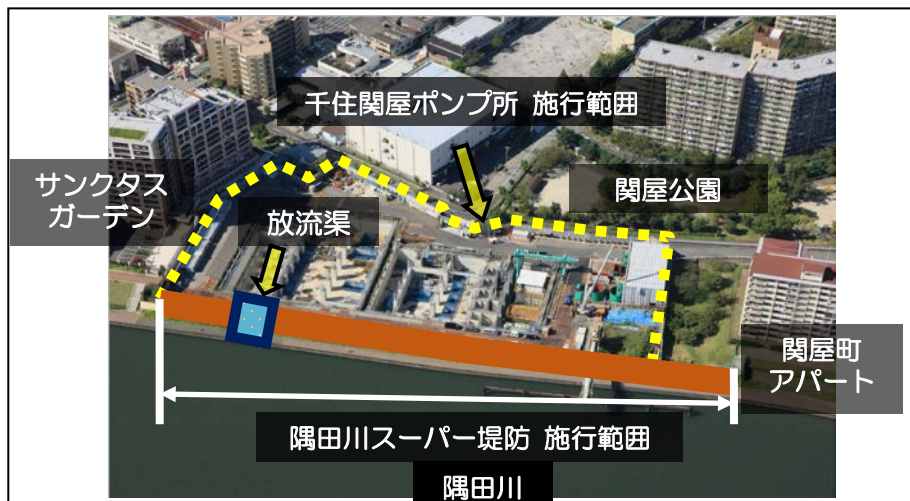
#### (2) 立坑工事

千住地区内に降った雨を集めるための立坑をポンプ所内に掘削する。立坑に集められた雨水は、最終的に千住関屋ポンプ所に流入する。

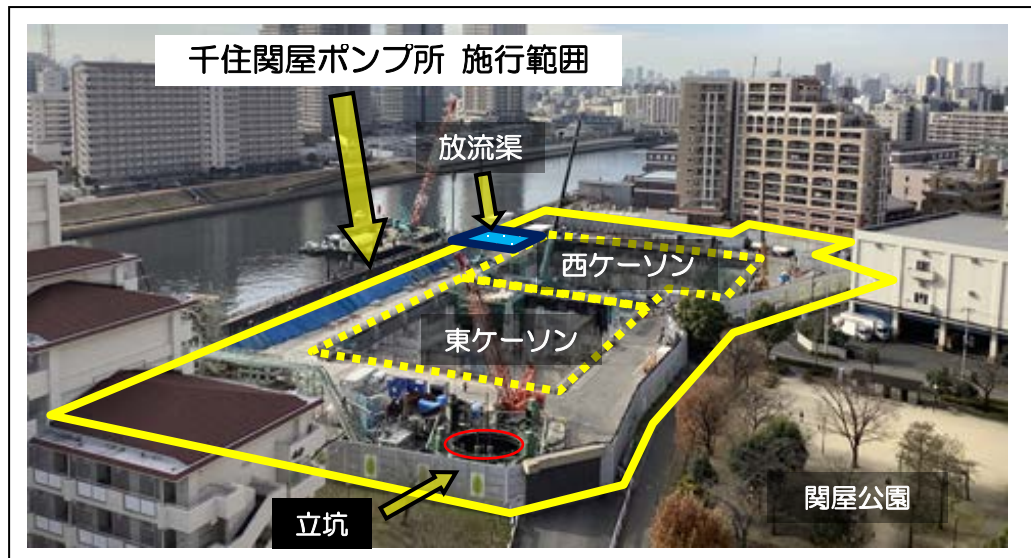
### 5 千住地区内の各ポンプ所の敷地面積及び開設時期（参考）

- ・ 千住西ポンプ所 敷地面積 3,492 m<sup>2</sup> 昭和 43 年稼働
- ・ 千住ポンプ所 敷地面積 5,830 m<sup>2</sup> 昭和 38 年稼働
- ・ 千住関屋ポンプ所 敷地面積 9,675 m<sup>2</sup> 令和 8 年度稼働予定

### 6 千住関屋ポンプ所の周辺施設配置状況



7 千住関屋ポンプ所の主要工事状況



8 下水施設計画（千住地区）



<備考>

千住関屋ポンプ所の稼働後は、千住地区内における下水道対応能力は、現在の約2倍になる。

問題点  
今後の方針

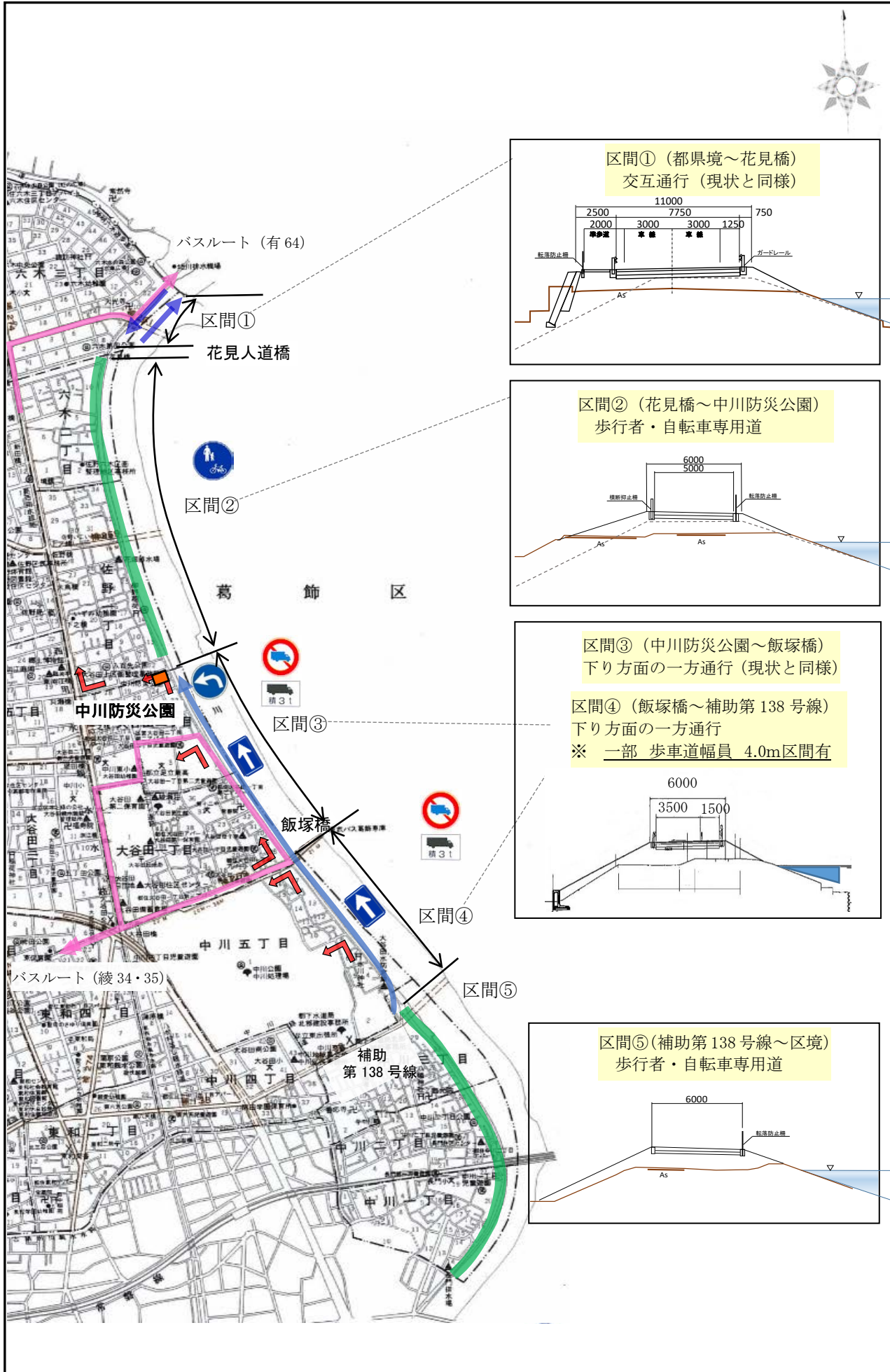
- 1 千住関屋ポンプ所は、令和7年度末の完成を目指して工事を進める。
- 2 東京都下水道局には、新型コロナウイルス感染症予防対策や工事中の安全対策に充分留意したうえで、計画とおりの工事完成を要望していく。

# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

件名	中川堤防（佐野一丁目～六木二丁目）の交通について
所管部課名	都市建設部企画調整課
内容	<p>中川堤防（佐野一丁目～六木二丁目）の車両交通に関して、地元町会・自治会長等の意見と交通管理者協議の結果、以下のとおり報告する。</p> <p>1 佐野一丁目～六木二丁目の車両の通行について（別紙1参照 P6）</p> <p>(1) 方針 歩行者・自転車専用道とする</p> <p>(2) 交通管理者（綾瀬警察交通課）意見（令和3年1月） 交通安全対策上、歩行者・自転車専用道が望ましい</p> <p>(3) 中川沿川町会・自治会長等の意見（令和3年1月ヒアリング）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中川五丁目を見たが、良い（安心して歩ける）状態ではない</li> <li>・ 佐野六木地区は、多くの方が安心して散歩している</li> <li>・ 車両の通行は中川防災公園まででよい</li> </ul> <p>(4) 中川五丁目の交通開放時における視察会での意見（令和2年12月開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐野六木地区は、現状（歩行者・自転車道）のままが良い</li> <li>・ 歩道が狭く（1.5m）（歩行者等の安全性が）不安である</li> </ul> <p>(5) 中通りの安全対策</p> <p>ア これまでの主な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間帯による規制（7時30分～8時30分）</li> <li>・ 交通標識や注意看板の設置など</li> </ul> <p>イ 今後の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信号の設置要望</li> <li>・ 公共施設のセットバックなどによる歩道の拡幅など</li> </ul> <p>2 中川堤防嵩上工事の令和2年度施工箇所の状況（別紙2参照 P7）</p> <p>(1) 中川一丁目～中川二丁目付近（常磐線部分） 約180m 令和2年7月完了</p> <p>(2) 中川五丁目付近（飯塚橋～中川公園付近） 約200m 令和2年12月完了</p> <p>(3) 大谷田一丁目～二丁目付近（飯塚橋～中川防災公園） 江戸川河川事務所では、今年度末再発注予定である</p>
問題点 今後の方針	上記方針について、地元町会等にていねいに説明していく

中川堤防嵩上げ工事後の堤防道路将来計画(案)





# 足立区内 中川の堤防整備状況



# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

件名	用途地域等の一括変更について																												
所管部課名	都市建設部都市計画課																												
内 容	<p>東京都からの用途地域等の一括変更に関する原案作成依頼に基づき、変更対象予定地区の抽出作業を進めている。進捗状況等について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 用途地域等の一括変更対象予定14地区（別紙参照 P11）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更対象</th> <th style="width: 15%;">別紙凡例</th> <th style="width: 35%;">区内予定地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 用途地域の境界の基準としていた地形地物に変更した地区</td> <td style="text-align: center;">赤丸</td> <td style="text-align: center;">10地区</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>変更前</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>変更後</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">(図の凡例 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第一種住居地域)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td>花畑一丁目</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td>西新井本町一丁目</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td>中央本町一丁目</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td>扇一丁目</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td>千住桜木一丁目</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td>千住旭町</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td>栗原四丁目、西竹の塚一～二丁目 東伊興三丁目、六月三丁目、竹の塚一丁目、六丁目</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8</td><td>西新井栄町二丁目</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9</td><td>梅島二丁目</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10</td><td>扇二丁目、江北一丁目</td></tr> </tbody> </table>	変更対象	別紙凡例	区内予定地区	ア 用途地域の境界の基準としていた地形地物に変更した地区	赤丸	10地区	番号	住所	1	花畑一丁目	2	西新井本町一丁目	3	中央本町一丁目	4	扇一丁目	5	千住桜木一丁目	6	千住旭町	7	栗原四丁目、西竹の塚一～二丁目 東伊興三丁目、六月三丁目、竹の塚一丁目、六丁目	8	西新井栄町二丁目	9	梅島二丁目	10	扇二丁目、江北一丁目
変更対象	別紙凡例	区内予定地区																											
ア 用途地域の境界の基準としていた地形地物に変更した地区	赤丸	10地区																											
番号	住所																												
1	花畑一丁目																												
2	西新井本町一丁目																												
3	中央本町一丁目																												
4	扇一丁目																												
5	千住桜木一丁目																												
6	千住旭町																												
7	栗原四丁目、西竹の塚一～二丁目 東伊興三丁目、六月三丁目、竹の塚一丁目、六丁目																												
8	西新井栄町二丁目																												
9	梅島二丁目																												
10	扇二丁目、江北一丁目																												



変更対象		別紙凡例	区内予定地区
イ 事業中又は整備が完了した都市計画道路等の沿道地区		緑四角	3 地区
<p>(図の凡例 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 近隣商業地域)</p>			
番号	住所		
11	補助第 136 号線沿道 (足立一丁目、三丁目)		
12	補助第 261 号線沿道 (西伊興二～三丁目、伊興二～四丁目)		
13	補助第 256 号線沿道 (中央本町三丁目～五丁目、青井一丁目、六丁目)		

変更対象		別紙凡例	区内予定地区
ウ 都市計画を伴わずに土地利用が転換した地区		青丸	1 地区
<p>(図の凡例 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 工業地域)</p>			
番号	住所		
14	綾瀬三丁目		

※ 対象予定地区については、東京都協議により変更の可能性あり。

## 2 変更内容の説明方法

- (1) 新型コロナウイルス対策を考慮して、変更地域の該当地権者等へ資料の個別配布等を行う。
- (2) 希望者には個別にて説明を行う。

### 3 用途地域等の変更スケジュール

年 月	内 容
令和3年 5月頃	用途地域等の変更原案の住民説明（区）
7月	建設委員会・都市計画審議会への報告（区）
9月	用途地域等の変更原案提出（区→都）
10月～	都市計画変更手続き（都）
令和4年 4月頃	意見照会（都→区）
12月頃	都市計画案の公告縦覧（都）
令和5年 1月頃	都市計画審議会付議・都への回答（区→都）
2月頃	東京都都市計画審議会付議（都）
令和5年 7月頃	都市計画決定告示（都）

※ 新型コロナウイルスの影響により変更の可能性あり。

問 題 点  
今後の方針

庁内連携して確実に用途地域等の見直し作業を進め、現況との不整合を解消する。

# 別紙

令和2(2020)年4月現在

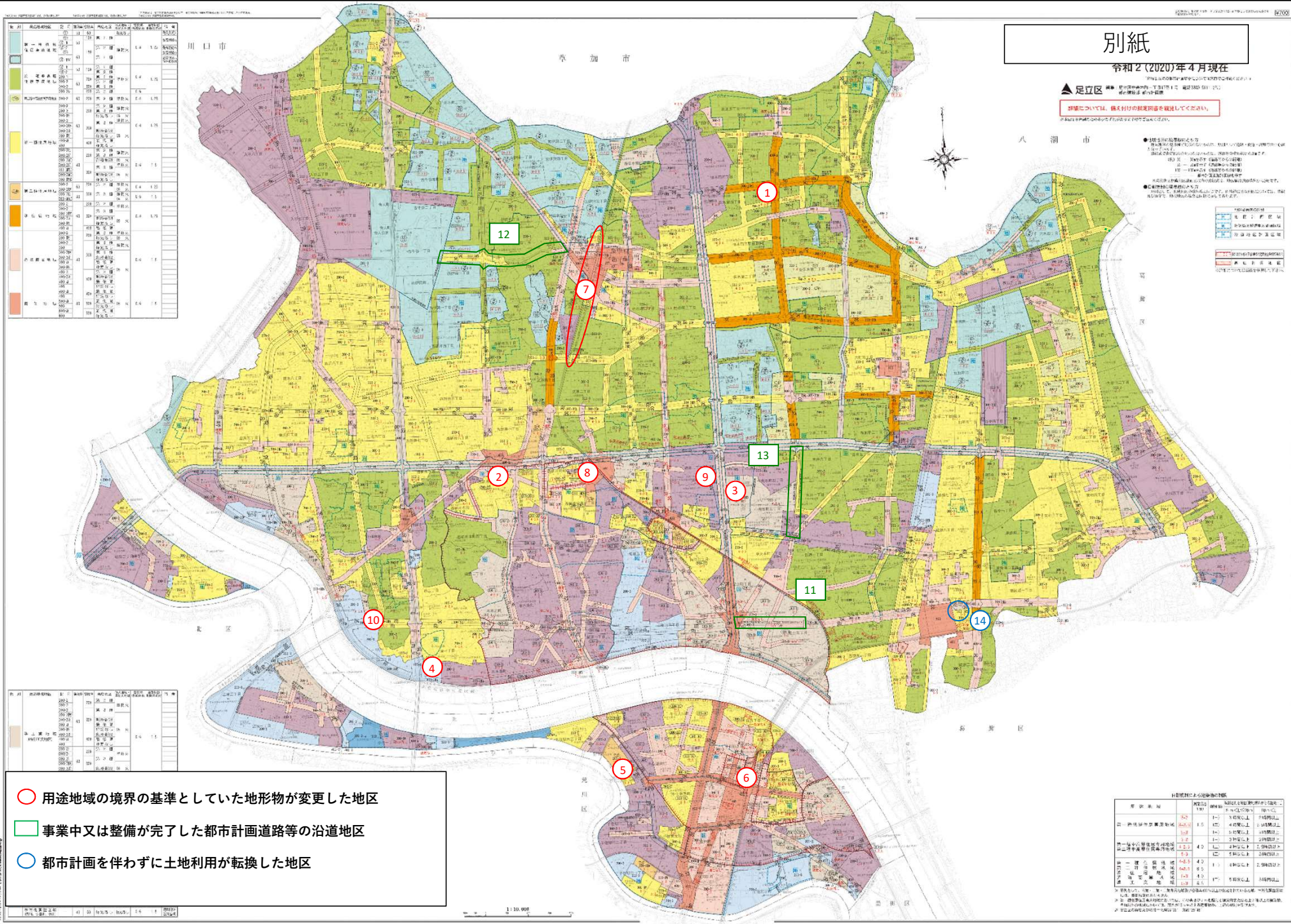
▲足立区 都市計画区域内、丁目別(1区) 幅員325(1区) 1区

詳細については、備え付けの概要図を参照してください。

- 緑地帯(緑地帯)の境界線  
緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。
- 緑地帯(緑地帯)の境界線  
緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。

- 緑地帯(緑地帯)の境界線  
緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。
- 緑地帯(緑地帯)の境界線  
緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。

- 緑地帯(緑地帯)の境界線  
緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。
- 緑地帯(緑地帯)の境界線  
緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。緑地帯(緑地帯)の境界線は、緑地帯(緑地帯)の境界線を示す。



用途地域	色	用途	備考
第一種住居地域	緑	第一種住居地域	
第二種住居地域	黄	第二種住居地域	
第三種住居地域	紫	第三種住居地域	
商業地域	橙	商業地域	
工業地域	赤	工業地域	
工業専用地域	黒	工業専用地域	
緑地帯	青	緑地帯	
公園	白	公園	
河川	水	河川	
水路	黒	水路	
鉄道	黒	鉄道	
道路	黒	道路	
境界線	黒	境界線	

用途地域	色	用途	備考
第一種住居地域	緑	第一種住居地域	
第二種住居地域	黄	第二種住居地域	
第三種住居地域	紫	第三種住居地域	
商業地域	橙	商業地域	
工業地域	赤	工業地域	
工業専用地域	黒	工業専用地域	
緑地帯	青	緑地帯	
公園	白	公園	
河川	水	河川	
水路	黒	水路	
鉄道	黒	鉄道	
道路	黒	道路	
境界線	黒	境界線	

- 用途地域の境界の基準としていた地形物を変更した地区
- 事業中又は整備が完了した都市計画道路等の沿道地区
- 都市計画を伴わずに土地利用が転換した地区

用途地域	色	用途	備考
第一種住居地域	緑	第一種住居地域	
第二種住居地域	黄	第二種住居地域	
第三種住居地域	紫	第三種住居地域	
商業地域	橙	商業地域	
工業地域	赤	工業地域	
工業専用地域	黒	工業専用地域	
緑地帯	青	緑地帯	
公園	白	公園	
河川	水	河川	
水路	黒	水路	
鉄道	黒	鉄道	
道路	黒	道路	
境界線	黒	境界線	

# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

件名	バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区）の検討開始について										
所管部課名	足立区都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課										
内 容	<p>バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区）について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 花畑周辺地区をバリアフリー重点整備地区に位置づける必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリー推進計画（平成28年策定）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を進める地区として、特定地域を選定。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>北千住 綾瀬 六町 梅島 西新井 竹ノ塚 総合スポーツセンター              花畑 <b>区役所*</b> <b>江北*</b>（特定地域10地域）※ 今年度末策定済地区</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花畑エリアデザイン計画に基づき、「次世代に残す豊かなまち」を目指し、毛長公園改修等のまちづくりが進んでいる。</li> <li>・ 令和3年度開設予定の文教大学を核として、通学者、周辺住民などが移動しやすい環境の整備が進むため、地域全体の面的なバリアフリー化が不可欠。</li> </ul> <p>2 バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区）の対象区域</p> <p>下記条件を踏まえ、バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区）の策定予定区域をバリアフリー協議会の了承を経て、設定する。（別紙参照P13）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花畑団地中央部を中心に半径500m程度の徒歩圏の区域とする。</li> <li>・ 都県境、町丁界、区画整理の区域界、幹線道路等を考慮する。</li> <li>・ 地区内の公共交通施設と公共公益施設、それらを結ぶ道路等を含む区域とする。</li> </ul> <p>3 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年4月～5月</td> <td>国・都の補助金交付申請・決定</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月～6月</td> <td>地区内関係者とのヒアリング実施 地元町会等へ実施の説明</td> </tr> <tr> <td>令和3年5月上旬</td> <td>バリアフリー計画策定業務委託の契約締結</td> </tr> <tr> <td>令和3年5月中旬</td> <td>足立区バリアフリー協議会（第12回）</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和3年4月～5月	国・都の補助金交付申請・決定	令和3年4月～6月	地区内関係者とのヒアリング実施 地元町会等へ実施の説明	令和3年5月上旬	バリアフリー計画策定業務委託の契約締結	令和3年5月中旬	足立区バリアフリー協議会（第12回）
年 月	内 容										
令和3年4月～5月	国・都の補助金交付申請・決定										
令和3年4月～6月	地区内関係者とのヒアリング実施 地元町会等へ実施の説明										
令和3年5月上旬	バリアフリー計画策定業務委託の契約締結										
令和3年5月中旬	足立区バリアフリー協議会（第12回）										
問 題 点 今後の方針	バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区）の令和3年度内の策定に向け、バリアフリー協議会とその作業部会を順次開催し、計画策定を進めていく。										

バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区）予定区域図



バリアフリー地区別計画対象予定施設

地区内の主要施設	計画予定区域内でのバリアフリー化事業
<p>バリアフリー法の生活関連経路・施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 都県境</li> <li>— 国道 — 都道・県道 — 区道</li> <li>◎ 公共施設</li> <li>○ 教育機関（小・中・大学）</li> <li>◆ 保健・福祉施設</li> <li>◇ 医療機関</li> <li>▲ 商業施設</li> <li>■ 公園</li> </ul>	<p>① 策定区域内の公園のバリアフリー化（例：毛長公園）</p> <p>② 策定区域内の道路・歩道のバリアフリー化 例：（仮称）花畑人道橋の整備・水神橋の改修</p> <p>③ エスコートゾーン・音響機能付信号の設置</p> <p>④ 策定区域内の商業施設・医療機関等のバリアフリー化 → 地区内の面的なバリアフリー化を目指し、協力を依頼</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">足立区バリアフリー協議会・各部会を通じて、まち歩きを実施し、地域のバリアフリー化の課題を整理する。</p>

# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

件名	バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）の策定について
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課
内容	<p>バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）を策定したので、以下のとおり報告する。（別紙1参照 P15～16）</p> <p>1 基本的な方針          足立区バリアフリー協議会、及び各部会での議論等を踏まえ、以下の3点を江北周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針とする。          (1) 東京女子医科大学付属足立医療センターを中心とした徒歩圏で、多くの人が利用する施設と、施設間を結ぶ道路を対象に、面的なバリアフリー化を推進する。          (2) 公共交通から東京女子医科大学付属足立医療センターに誰もが円滑に移動できるよう、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。          (3) 施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、接遇や介助水準向上を目指すソフト面の対応策も推進する。</p> <p>2 定めた生活関連施設・経路          ・ 特定旅客施設、都市公園、公共施設、文化・スポーツ施設、医療機関等、商業施設、金融機関、郵便局、教育施設          ・ 環状七号線、尾久橋通り、東京女子医大通り（おしべ通り）など</p> <p>3 パブリックコメントに対する区の考え方の修正          令和3年1月21日に開催された建設委員会での質疑を受け、区の考え方を修正した。（別紙2参照 P17 <u>下線部</u>）</p> <p>4 今後の予定          地区別計画において、「特定事業」を設定した施設管理者及び関係事業者は、それぞれの施設における「特定事業計画」を策定し、具体的な完了予定年次を定めた後、バリアフリー化の事業を実施する。</p>
問題点 今後の方針	足立区バリアフリー推進計画で定めた10か所の特定地域のうち、策定されていない地域についても、順次、地区別計画を策定していく。

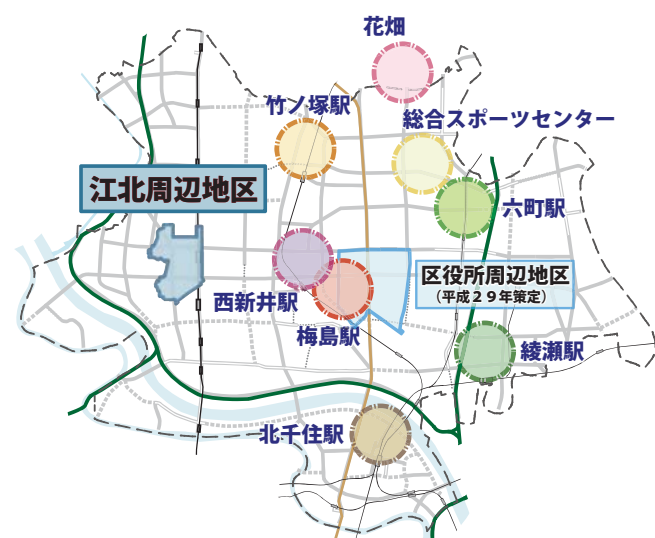
# 足立区 バリアフリー 地区別計画

<概要版> 江北周辺地区編

## バリアフリー地区別計画とは？

区全体のバリアフリーに対する考え方を「足立区バリアフリー推進計画」、地区別の整備計画である「足立区バリアフリー地区別計画」をそれぞれ策定しています。  
この2つの計画をあわせて、バリアフリー新法※に基づきバリアフリー基本構想※と呼んでいます。

地区別計画は区内10地区で策定予定。  
令和2年度現在は、2地区で策定済みです。



## バリアフリー化の進め方

バリアフリー新法に基づき、バリアフリー化すべき施設、経路とその範囲を右図のように設定し、バリアフリー化を推進します。

### ①生活関連施設

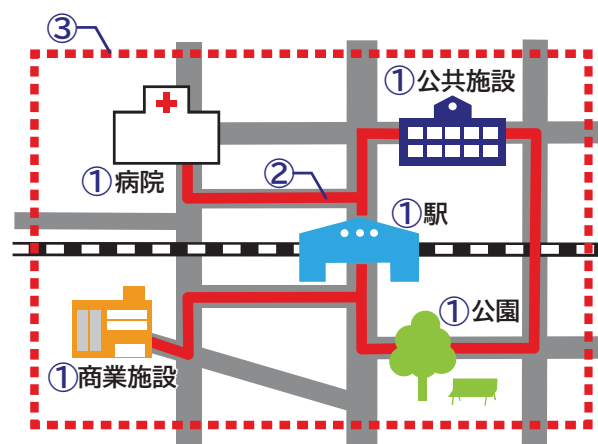
バリアフリー化の対象となる施設

### ②生活関連経路

生活関連施設間を結ぶ、バリアフリー化の対象となる経路

### ③重点整備地区

生活関連施設と生活関連経路で構成される、バリアフリー化を重点的に進める地区



※バリアフリー新法  
※バリアフリー基本構想

平成18年に施行された「障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」をバリアフリー新法と呼んでいます。  
バリアフリー新法では、一定の地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村が「バリアフリー基本構想」を作成することができることになっています。

## 江北周辺地区のまちづくり

「健康」を  
テーマとした  
まちづくり

東京女子医科大学附属足立医療センターを核とし、平成30年度に策定された「江北エリアデザイン計画」に基づいた、「健康」をテーマとしたまちづくりが現在、進められています。

面的な  
バリアフリー化  
の必要性

まちづくりが進められている中、高齢者、障がい者等において利用する施設と、それら施設を結ぶ道路等について面的なバリアフリー化を実施することが必要です。

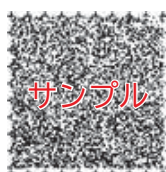
詳しい計画内容をお知りになりたい方は、本計画に関する区のホームページをご覧ください。

[https://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/kohoku\\_barrierfree\\_policies.html](https://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/kohoku_barrierfree_policies.html)



江北エリアデザイン計画

[https://www.city.adachi.tokyo.jp/sesaku/20141106senryaku\\_keikaku/kouhoku.html](https://www.city.adachi.tokyo.jp/sesaku/20141106senryaku_keikaku/kouhoku.html)



(担当課)

足立区 都市建設部 都市計画課

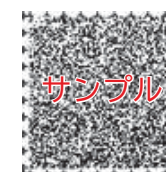
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5768

発行年月：令和3年3月



右のマークは音声コードです。  
専用の読み上げ装置を使用して、  
音声で内容を聞き取ることができます。



# 江北周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

## 基本的な方針 その1

東京女子医科大学附属足立医療センターを中心とした徒歩圏で、多くの人が利用する施設と、施設間を結ぶ道路を対象に、**面的なバリアフリー化**を推進します。

## 基本的な方針 その2

公共交通から東京女子医科大学附属足立医療センターに誰もが円滑に移動できるように、**バリアフリー化された歩行空間のネットワーク**を形成します。

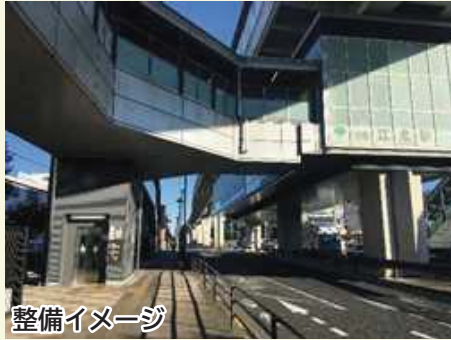
## 基本的な方針 その3

施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、**接遇や介助水準向上を目指すソフト面の対応策**も推進します。

## バリアフリー化の主な内容と整備イメージ

### 鉄道

- ▶ 駅入口からホームまで、バリアフリー化された経路の確保



### バス

- ▶ 円滑に乗降できるバス停の整備
- ▶ ノンステップバスの導入



### 道路

- ▶ 円滑に移動できる歩行空間の整備
- ▶ 無電柱化の実施
- ▶ 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置



### 信号機など

- ▶ 信号機の改良(音響機能等の補修・整備)
- ▶ 道路標識・標示の補修・整備
- ▶ 違法駐車行為防止の指導取締り



### 公園

- ▶ 快適に利用できる公園施設の整備
- ▶ 誰もが利用できるトイレの適正配置とその管理



### 建築物

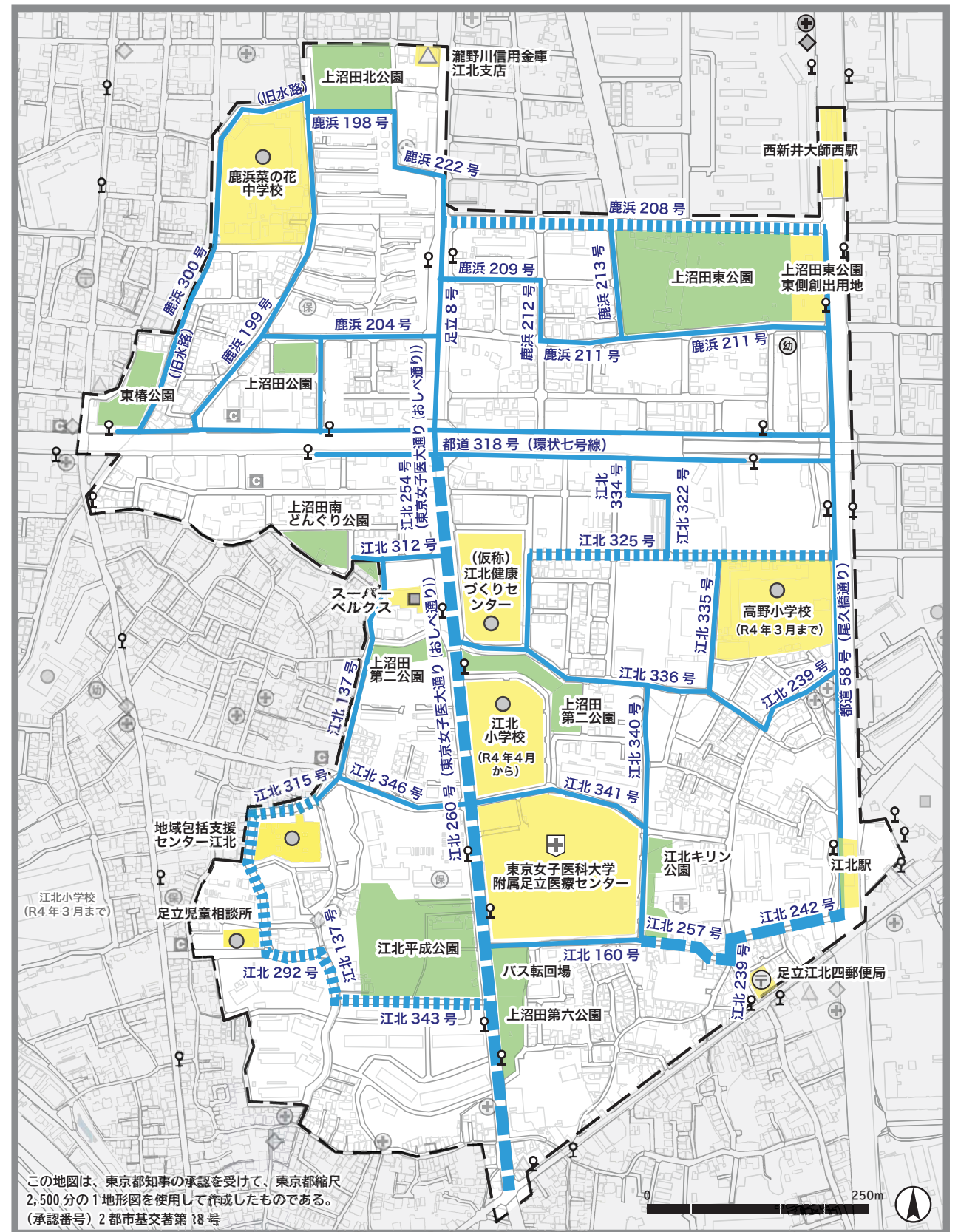
- ▶ 安全かつ円滑に移動や利用ができる施設の整備
- ▶ 歩行者案内サインの設置













### ソフト面

- ▶ 職員・従業員等に対する接遇・介助についての教育の充実
- ▶ 区民にマナー向上とバリアフリーへの理解と協力を求める働きかけの実施

# バリアフリー化の対象範囲・施設・経路



### 凡例

<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 生活関連施設	 公共施設	 郵便局
<span style="background-color: lightgreen; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> 生活関連施設(公園)	 商業施設	 金融機関
<span style="border-bottom: 2px solid blue; width: 15px; display: inline-block;"></span> 生活関連経路	 病院	 幼稚園・保育園
<span style="border-bottom: 4px dashed blue; width: 15px; display: inline-block;"></span> 生活関連経路(事業完了目標時期-短期)	 診療所	 コンビニ
<span style="border-bottom: 4px dotted blue; width: 15px; display: inline-block;"></span> 生活関連経路(事業完了目標時期-長期)	 薬局・ドラッグストア	 バス停
<span style="border-bottom: 2px solid blue; width: 15px; display: inline-block;"></span> 江北○○号 足立○○号		
<span style="border: 1px dashed black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span> 重点整備地区(対象範囲)		



(2) バリアフリー地区別計画の対象外施設についての意見 1件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
1) 江北バス通り（東京都道307号線）に関すること		
4	<p>江北バス通りは、60年以上もこの危険な道路のままです。</p> <p>江北バス通りは車道と歩道の区別なく、ガードレール也没有ありません。しかし、車や自転車や歩行者の往来は多く、そうした整備も長年行われていません。地域の方にも危険な現状を理解いただき、地域ぐるみで工夫出来ることはないか検討していただきたいです。</p>	<p>ご意見のありました江北バス通り（東京都道307号線）の現状については、足立区としても <u>課題であると</u> 認識しており、補助第138号線の整備により、江北バス通りの交通負荷の軽減を期待しています。</p> <p>今後も引き続き、<u>地域の皆様からの地域ぐるみでの工夫のご提案やご意見、ご協力もいただきながら、周辺道路環境の改善に向けて、東京都をはじめとする関係機関と協力して、課題解決に向け取り組んでまいります。</u></p>

※ 修正箇所：下線部

# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

件名	六町加平橋及び主要区画道路②Ⅱ区間の交通開放について								
所管部課名	道路整備室街路橋りょう課								
内 容	<p>六町加平橋（環七北通り、補助第258号線）及び主要区画道路②Ⅱ区間（亀田トレイン通り）の交通開放について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 六町加平橋（環七北通り、補助第258号線） （別紙1参照 P20）</p> <p>（1）交通開放日時 令和3年3月22日（月） 午前11時 （2）住所 足立区六町一丁目15番から加平二丁目22番地先 （3）橋梁構成 ア 延長 51.0m イ 幅員 16.0m ウ 幅員構成 車道9.0m 歩道3.5m×2（有効幅員3.1m×2）</p> <p>（4）整備概要 ア 主な経緯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">年 度</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度～平成20年度</td> <td>用地取得</td> </tr> <tr> <td>平成21年度～平成23年度</td> <td>橋梁整備工事 取付部整備工事（加平側）</td> </tr> <tr> <td>平成30年度～令和2年度</td> <td>取付部整備工事（六町側）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 事業費 約25億6千万円 （内、用地補償費 約6億2千万円）</p> <p>2 主要区画道路②Ⅱ区間（亀田トレイン通り）（別紙2参照 P21）</p> <p>（1）交通開放日時 令和3年3月12日（金） 午前11時 （2）住所 足立区西新井栄町一丁目13番から 西新井栄町二丁目2番地先</p> <p>（3）道路構成 ア 延長 245.0m イ 幅員 12.0m ウ 幅員構成 車道7.0m、歩道2.5m×2</p>	年 度	内 容	平成19年度～平成20年度	用地取得	平成21年度～平成23年度	橋梁整備工事 取付部整備工事（加平側）	平成30年度～令和2年度	取付部整備工事（六町側）
年 度	内 容								
平成19年度～平成20年度	用地取得								
平成21年度～平成23年度	橋梁整備工事 取付部整備工事（加平側）								
平成30年度～令和2年度	取付部整備工事（六町側）								

(4) 整備概要

ア 主な経緯

年 度	内 容
平成 22 年度～	用地取得
平成 28 年度～平成 29 年度	排水施設（下水）整備工事
平成 30 年度～令和元年度	電線共同溝整備工事
令和 2 年度	道路整備工事

イ 事業費 約 2 3 億 9 千万円

(内、用地補償費 約 1 7 億 2 千万円)

3 周知方法

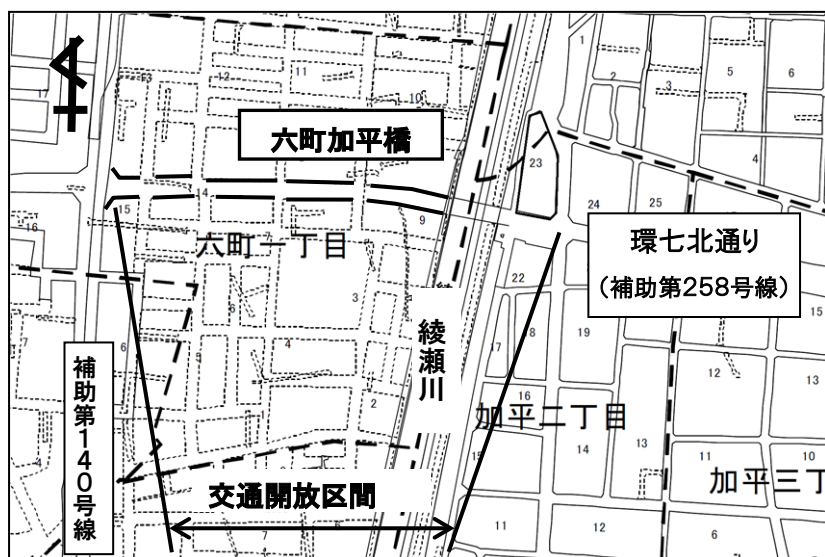
- (1) あだち広報（3月10日号）
- (2) 区ホームページ
- (3) SNS
- (4) 町会・自治会へのチラシ

問 題 点  
今後の方針

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開通式典は行わない。

## 六町加平橋

### 1 案内図



### 2 整備状況写真

(整備前)



(整備後)



## 主要区画道路②Ⅱ区間

### 1 案内図



### 2 整備状況写真

(整備前)



(整備後)



# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

件名	興野周辺地区まちづくりの取組み状況について
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 密集地域整備課
内容	<p>興野周辺地区地区まちづくり計画住民説明会を、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、郵送等の代替対応で実施したので報告する。</p> <p>1 配布資料</p> <p>(1) 配布年月日 令和3年2月10日(水)～12日(金)</p> <p>(2) 配布対象者 地区内に土地・建物を所有している方、及び居住している方</p> <p>(3) 配布方法 区域内居住者 各戸ポスティング 区域外居住者 郵送 (合計配布部数 4,271部)</p> <p>(4) 回答期限 令和3年3月5日(金) (当日消印有効)</p> <p>(5) 資料内容</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 地区まちづくり計画説明会の代替対応案内文 (別紙1参照 P24～25)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ ご意見募集の回答用紙 (別紙2参照 P26～27)</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 地区まちづくり計画(変更案) (別紙3参照 P28～35)</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 地区の拡張計画(案) (別紙4参照 P36)</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 不燃化特区地区の拡張計画(案) (別紙5参照 P37～38)</p> <p>2 回答件数 265件(令和3年3月2日現在)</p> <p>3 主な意見等</p> <p>意見1: 災害に強いまちづくりに賛成である。早く進めてほしい。</p> <p>Q1: 補助第138号線の早期完成を望むが、立ち退きが必要となる人には、補償等の丁寧な対応をお願いしたい。</p> <p>A1: 進捗に併せ、説明会等を開催し、丁寧に説明していく。</p> <p>Q2: 車道の拡幅ではなく、一方通行にする選択肢はないのか?</p> <p>A2: 消防活動困難区域の解消には、6m道路が必要である。拡幅路線に面するお住いの方々とは、別途説明する機会を設け、協議する。</p>

4 今後の予定

年 月	内 容
令和3年 3月	まちづくり協議会（第11回）の開催

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に応じて、変更する可能性あり。

問 題 点  
今後の方針

今後も事業の進捗状況に併せ協議会等を通じて情報を発信し、地域の意見をまちづくりに反映させていく。

地区内の皆様の声をお聞かせください

# 興野周辺地区 地区まちづくり計画(変更案) について



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地区まちづくり計画(変更案)の説明会が開催できません。そこで、誠に勝手ながら資料を郵送させていただきました。  
**ご意見をお寄せください!**

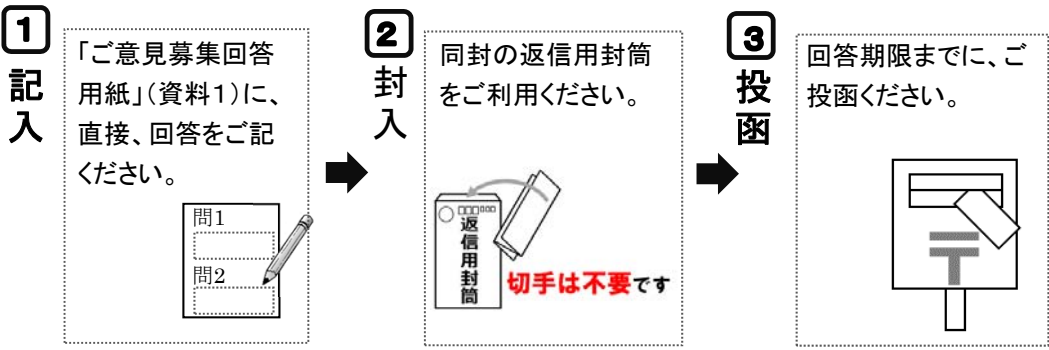
令和3年 **回答期限**  
**3月5日(金)**までにご投函ください

### 同封資料

- 資料1 ご意見募集の回答用紙
- 資料2 地区まちづくり計画(変更案)
- 資料3 地区の拡張計画(変更案)
- 資料4 不燃化特区地区助成パンフレット  
返信用封筒

この資料は、裏面地図の の範囲内にお住いの皆様と土地や建物をお持ちの皆様にご送らせていただきました。

### 回答方法



※いただいた回答は、計画取りまとめ以外の用途に使用することはありません。  
※当調査は足立区が実施しています。





## 地区まちづくり計画(変更案)とは

興野周辺地区は、関係する町会・自治会、商店街、まちづくり推進委員からなる「興野周辺地区まちづくり協議会」の皆様と共に『第1段階』として、平成30年3月に地区の課題や方向性、将来像を定め、公社興野町住宅限定の土地利用・道路・みどり・防災の整備計画などを定めた**地区まちづくり計画**を策定しました。

今回、『第2段階』として、公社興野町住宅以外のエリアも含めた、**地区まちづくり計画(変更案)**を作成しました。



### ※ 地区まちづくり計画

地域の皆さんと共有する、まちづくりの指針となるものです。  
地区の将来像をはじめ、まちづくりの柱となる方針や、土地利用・みどり・交通ネットワークの方向性などを示しています。

## 興野周辺地区 地区まちづくり計画の範囲(約49ha)



お問い合わせ先【興野周辺地区まちづくり協議会事務局】

足立区 都市建設部 市街地整備室 まちづくり課 西部地区係(南館4階)

電話:03-3880-5437(直通) FAX:03-3880-5605

☒メールアドレス:machi@city.adachi.tokyo.jp 担当:山田・森村



「興野周辺地区 地区まちづくり計画(変更案)」資料2 をご覧いただき、次の【問1から問8】までの質問にお答えください。

ご自身について

問1 土地や建物の所有状況について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 土地・建物を所有している	2 土地のみ所有している
3 土地を借りて、建物のみ所有している	4 建物（部屋や店舗を含む）を借りている
5 その他（具体的に )	

問2 所有あるいはお使いの建物について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 商業・業務ビル	2 集合住宅	3 店舗と集合住宅の複合ビル
4 戸建て住宅	5 所有あるいは使用している建物はない	
6 その他（具体的に )		

「興野周辺地区 地区まちづくり計画(変更案)」資料2 について

問3 全体の内容について、あなたの考えに最も近いもの1つに、○をつけてください。

- 1 内容を修正してほしい
- 2 この内容でいい
- 3 どちらでもない
- 4 わからない

1と回答した方は、以下の問4～問7におすすみください

2～4と回答した方は、問8におすすみください。

「今後のまちづくり計画」について（資料2 P4～P7）

問4 「◆ 土地利用の計画」(右ページ) の具体的な取り組み施策としておこなう「まちづくりのルール (案)」について、あなたが思う意見を選択してください（当てはまる意見の番号に○を付けてください）。

- a 具体的な取り組みに記載されている「まちづくりのルール (案)」にすべて賛成
- b 具体的な取り組みに記載されている「まちづくりのルール (案)」に反対項目がある

問4-2 問4でbと回答した方にお伺いします。賛成・反対される「まちづくりのルール (案)」はなんですか。右の表内の◆が、想定しているルールおよび設定する地区です。表内の 賛成 反対 に○を付けてください。併せて、反対する理由の回答もお願いします。

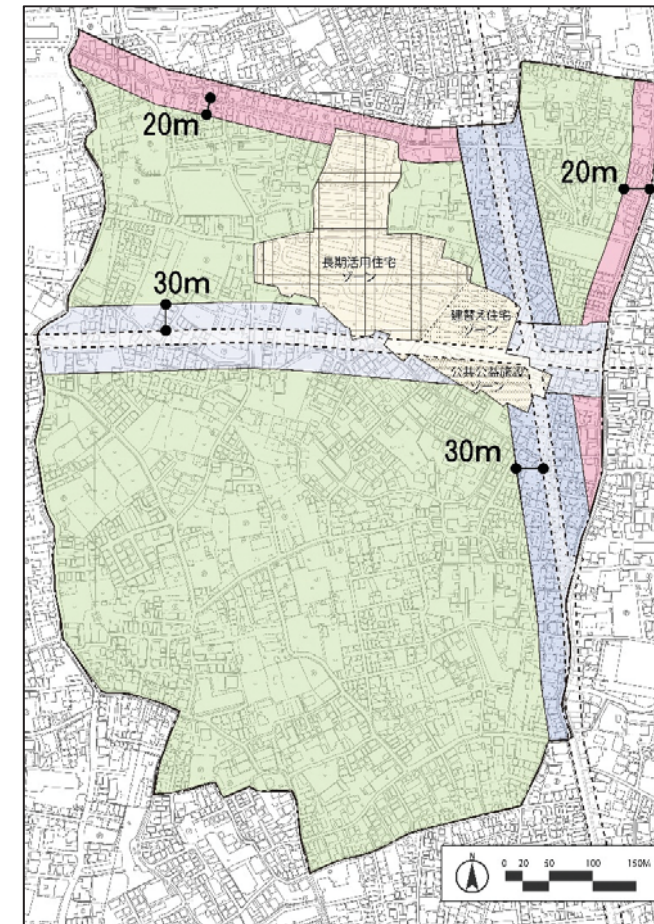
例) 賛成の場合 反対の場合



反対する理由を記入してください。

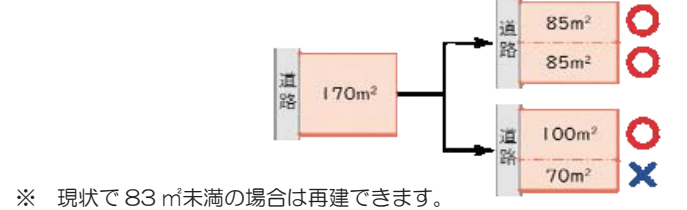
◆ 土地利用の計画(案)

【具体的な取り組み】それぞれの地区の特徴に合わせた適切な施策を行います。



① 敷地面積の最低限度

敷地面積が83㎡未満に分割できなくなります。



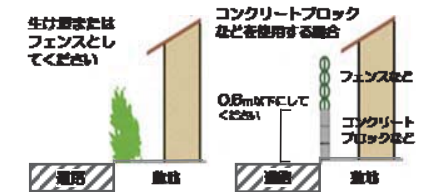
② 建築物等の形態意匠の制限

良好な住環境にふさわしい落ち着いた色あいになしてください。



③ 垣・さくの構造の制限

道路に面して設ける垣又は柵は、生け垣又はフェンスにしてください。



まちづくりのルール (案)	住宅地区	補138号線沿道地区	補253号線沿道地区	商業沿道地区	公社興野町住宅地区
① 敷地面積の最低限度 (83㎡未満に敷地を区切れなくなります)	◆ 賛成 反対	◆ 賛成 反対	◆ 賛成 反対	◆ 賛成 反対	● (決定済)
② 建築物等の形態意匠の制限 (建物の色合いを落ち着いたものにします)	◆ 賛成 反対	◆ 賛成 反対	◆ 賛成 反対	◆ 賛成 反対	● (決定済)
③ 垣・さくの構造の制限 (高いブロック塀を作れなくします)	◆ 賛成 反対	◆ 賛成 反対	◆ 賛成 反対	◆ 賛成 反対	● (決定済)
④ 建築物等の用途の制限 (※) (風俗営業などを禁止します)		◆ 賛成 反対	◆ 賛成 反対		● (決定済)
⑤ 建築物等の高さの制限 (高さを抑えて街並みを整えます)		◆ 賛成 反対	◆ 賛成 反対		● (決定済)
⑥ 建築物等の建蔽、容積率の最高制限 (公社興野町住宅のみ)					● (決定済)
⑦ 壁面の位置と工作物の設置制限 (公社興野町住宅のみ)					● (決定済)

おもて面 ※ 建築物等の用途の制限は、都市計画道路の事業の進捗に併せて制限されます。

うら面にお進みください。

問5 「まちづくり計画図(案)」(右図)の内容のうち、「◆ 道路ネットワークの計画」の具体的な取り組み事業および箇所を確認し、修正して欲しいと思う項目を選択してください(当てはまる番号に○を付けてください)。

- a 都市計画道路補助第138号線の早期整備(右図①)
- b 幅員6mの地区内ネットワーク道路の整備(主要生活道路等)(右図②)
- c 幅員4m以上への拡幅誘導
- d 修正して欲しい項目はない

修正してほしい理由を記入してください

問6 「まちづくり計画図(案)」(右図)の内容のうち、「◆ みどりの維持・保全の計画」の具体的な取り組み事業および箇所を確認し、修正して欲しいと思う項目を選択してください(当てはまる番号に○を付けてください)。

- a 公社興野町住宅創出用地内の新設公園整備(右図③)
- b 都営西新井本町四丁目アパート創出用地内の新設公園整備(右図③)
- c 第二次あだち都市農業振興プランの策定による農地保全
- d 修正して欲しい項目はない

修正してほしい理由を記入してください

問7 「まちづくり計画図(案)」(右図)の内容のうち、「◆ 防災まちづくりの計画」の具体的な取り組み事業および箇所を確認し、修正して欲しいと思う項目を選択してください(当てはまる番号に○を付けてください)。

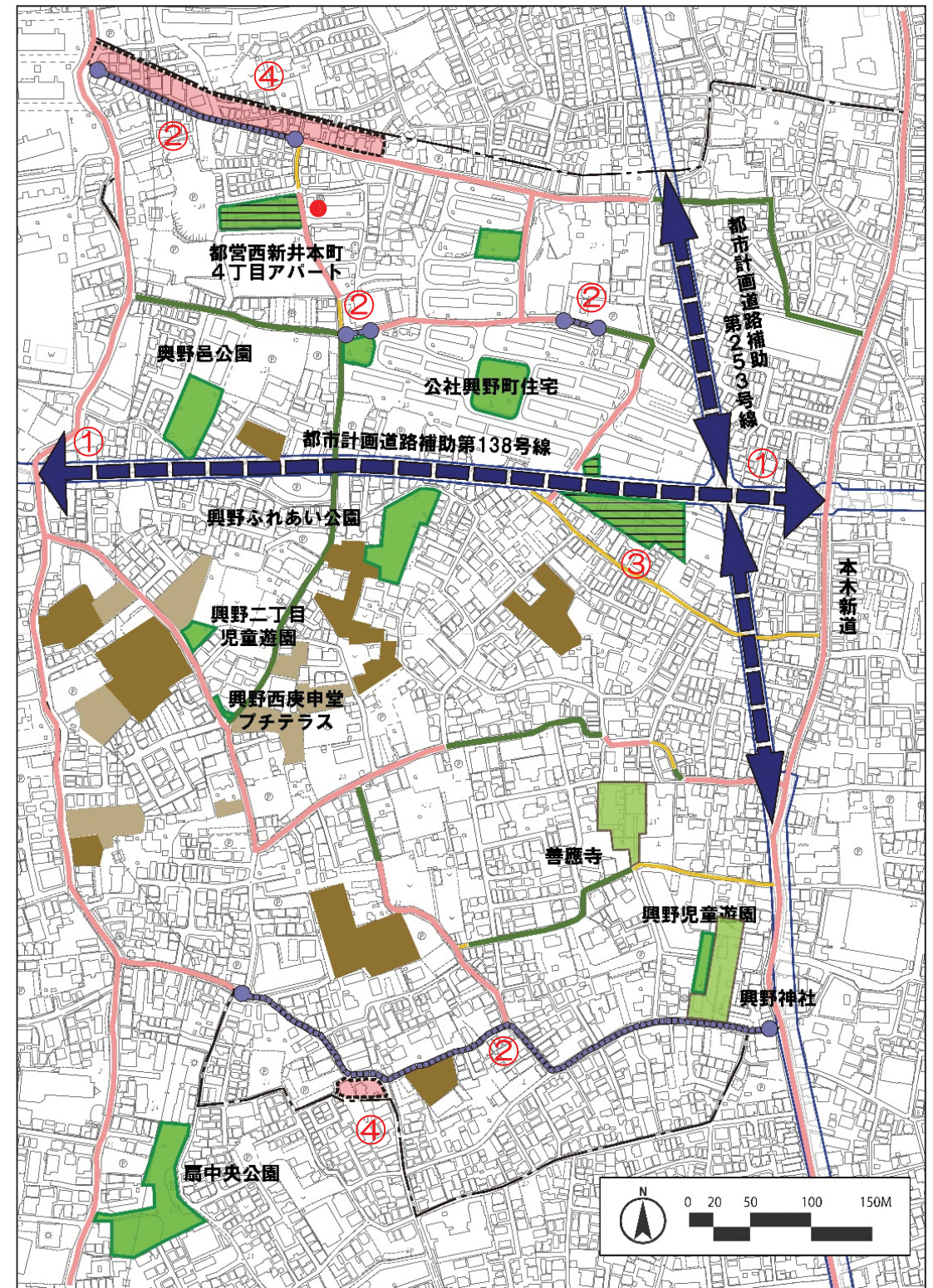
- a 不燃化特区の助成区域および新防火地域の拡大(右図④)
- b 修正して欲しい項目はない

修正してほしい理由を記入してください

問8 その他、興野周辺地区のまちづくりについて、ご意見・ご感想をご自由にお書きください。

自由意見

## まちづくり計画図(案)



### ◆ 道路ネットワークの計画

- ① 都市計画道路補助第138号線の早期整備
- ② 幅員6m道路の整備(新規路線)
- 道路補助第253号線の整備
- 幅員6m以上のネットワーク道路(現況)
- 幅員4m以上6m未満のネットワーク道路(現況)
- 早期に4m以上にすべきネットワーク道路(現況)

### ◆ みどりの維持・保全の計画

- ③ 新設公園の整備
- 公園・広場
- 生産緑地(農地)
- その他の緑地(農地)
- 寺院・神社

### ◆ 防犯まちづくりの計画

- ④ 不燃化特区等の拡大

※ 赤文字が新規事業となります。

以上で終了です。ご協力いただき、ありがとうございました。

# 興野周辺地区 地区まちづくり計画（変更案）

地区の将来像

《幅広い世代が  
安心して共に暮らすことのできる  
緑豊かなまち》



令和3年3月



## まちづくりの進め方

『第1段階』 平成30年9月  
 興野周辺地区の【全体計画】と公社興野町住宅の【整備計画】を策定

『第2段階』 令和3年3月（予定）  
 公社興野町住宅を含む全エリアの【整備計画】を策定（予定）

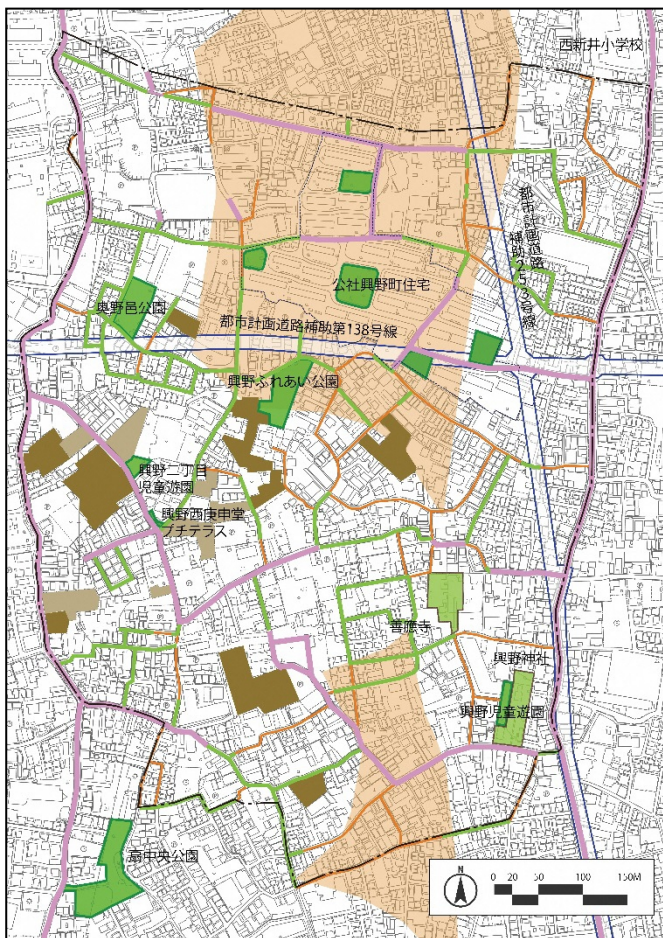
## 今回の変更箇所

### 『第2段階』

### これまでの流れ『第1段階』



## まちの位置と現況



対象地区は、日暮里・舎人ライナー江北駅の東側、東武伊勢崎線西新井駅の南西側にある約49haの地区です。

地区内は、低層の戸建て住宅を中心に形成されているほか、都営住宅や公社住宅などの公共住宅団地が立地すると共に、工場や店舗併用住宅が見られます。また、生産緑地や農地が多い一方で、公園の少ない地区になっています。

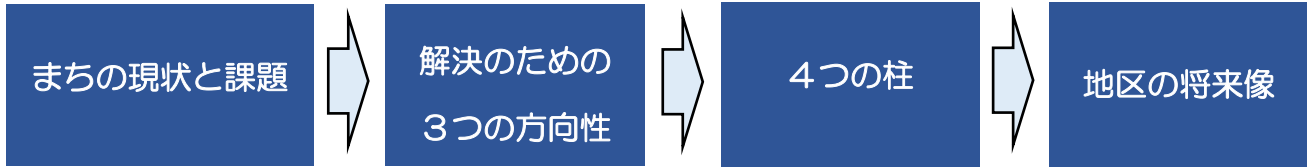
都市計画道路が、2路線計画されており、補助第138号線は令和7年度の事業認可を目指しています。既存の道路は道幅が狭く、行き止まり道路が多いため、消防活動が困難な区域が広がっています。

#### 【凡例】

- |   |           |   |          |
|---|-----------|---|----------|
|   | 興野周辺地区    |   | 公社興野町住宅  |
|   | 消防活動困難区域  |   |          |
| — | 主な土地利用    | — |          |
|   | 公園・広場     |   | 生産緑地（農地） |
|   | その他緑地（農地） |   | 寺院・神社    |
| — | 道路        | — |          |
|   | 6m以上      |   | 4m～6m    |
|   | 4m未満      |   | 都市計画道路   |

## まちづくり協議会の活動

まちづくり協議会では、実際に地区内を歩き、まちの資源や課題などを確認し、意見交換などにより、まちの課題を解決する3つの方向性を決めました。その方向性を実現するため、4つの柱に基づいたまちづくりを進めることで、あるべき地区の将来像を目指します。



## 現状・課題・方向性

### 方向性1

#### 防災性の向上による安全・安心なまちづくり

- 【現状】
- ・東西に走る広い道路がなく、災害時の緊急車両の通行に支障がある。
  - ・電柱が邪魔な箇所が多い。
  - ・古い住宅が密集し道路も狭いため、地震などの大規模火災時は一帯が火の海になる危険がある。道路拡張で緊急車両が通れる整備が必要。

【解決すべき課題】

東西に抜ける延焼遮断道路として、都市計画道路補助 138 号線の早期整備。  
道路拡幅による消防活動困難区域の解消、建替え時の不燃化への誘導。

### 方向性2

#### 緑地の保全と公園整備による緑豊かなまちづくり

- 【現状】
- ・季節を感じられる樹木や長寿の樹木が多い。
  - ・生産緑地などが多く、オープンスペースや緑のエリアも豊富である。

【解決すべき課題】

新設公園の整備や既存農地の保全によるオープンスペースの確保。

### 方向性3

#### 多世代が安心して暮らせる地域コミュニティづくり

- 【現状】
- ・町会や自治会の加入率が低下している。
  - ・昔からの居住者と新しい居住者で横の繋がりがほとんどない。

【解決すべき課題】

町会の活動内容の情報周知や転入者への加入案内。

## 全体計画の柱・将来像

3つの方向性を実現するため、4つの柱【土地利用】【道路ネットワーク】【みどりの維持・保全】【防災まちづくり】を定めます。

### 1 土地利用

地区ごとの特徴に応じて土地利用の目的や方針を定め、それぞれの地区に適切なまちづくりを誘導します。

#### 住宅地区

道路が狭く低層住宅が密集しているため、防災性の向上を目指すほか、生産緑地や農地の保全を図ります。

#### 都市計画道路沿道地区

延焼遮断帯として都市計画道路整備を進め、沿道に相応しい高度利用や土地利用転換を行い、にぎわいや防災性の向上を図ります。

#### 商業沿道地区

商店街の賑わいや活力の維持を図ります。

#### 公社興野町住宅地区

建替えに伴い創出される用地や既存住宅を活用して、幅広い世代が暮らせる地区づくりを目指します。

### 2 道路ネットワーク

- ・自動車、歩行者・自転車交通のネットワークを構築し、安全で快適な道路整備を進めます。
- ・都市計画道路の整備などに合わせ、主要生活道路などの都市基盤の整備を進めます。
- ・個別の建替えなどに合わせて、細街路整備を進めます。

### 3 みどりの維持・保全

- ・寺社、街区公園の樹木の保全に努めます。
- ・生産緑地の「2022年問題」に備え、都市農地の保全を考慮し、農住共存を目指します。
- ・多世代の交流の場として、公園・広場などを整備します。

### 4 防災まちづくり

- ・生産緑地を防災上有効なオープンスペースとして保全します。
- ・災害時の防災拠点として広場の整備を進め、平素は多世代交流を促進する空間として活用します。

#### 地区の将来像

**幅広い世代が安心して  
共に暮らすことのできる緑豊かなまち**

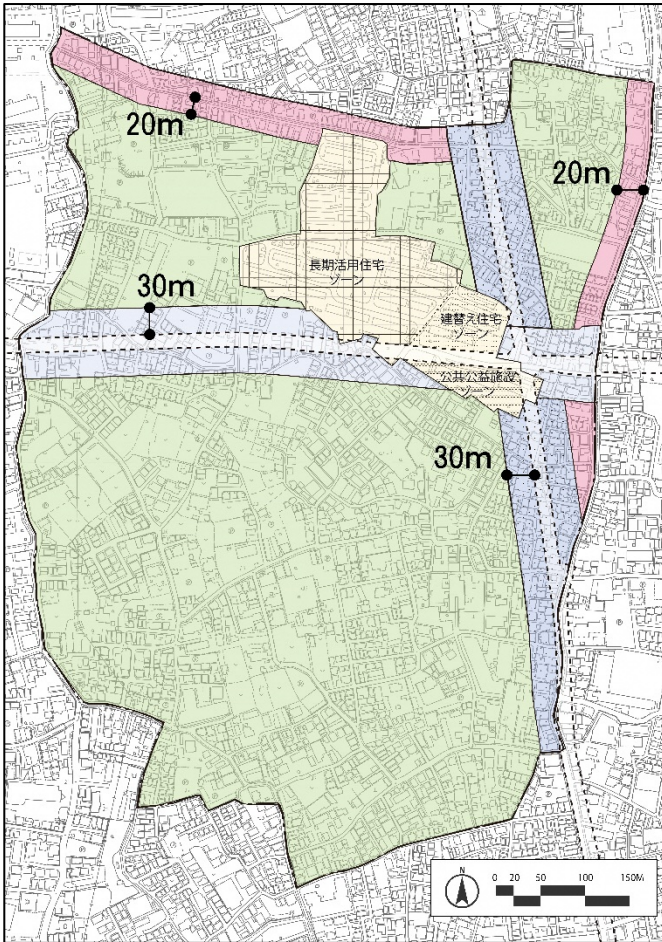
# 今後のまちづくり計画

## ◆ 1 土地利用の計画

### 【基本的な考え方】

全体計画に定めた土地利用の柱（前ページ参照）を実現させるため、それぞれの地区の特徴に合わせた適切な施策を行います。

### 【具体的な取り組み】



### 敷地面積の最低限度

敷地面積が**83㎡未満**に分割できなくなります。

※現状で83㎡未満の場合は再建できます。

### 建築物等の形態意匠の制限

良好な住環境にふさわしい**落ち着いた色あい**にしてください。

### 垣・さくの構造の制限

道路に面して設ける垣又は柵は、**生け垣又はフェンス**にしてください。

まちづくりのルール	住宅地区	補 138 号線 沿道地区	補 253 号線 沿道地区	商業沿道地区	公社興野町 住宅地区
敷地面積の最低限度	●	●	●	●	●
建築物等の形態意匠の制限	●	●	●	●	●
垣・さくの構造の制限	●	●	●	●	●
建築物等の用途の制限（※）		●	●		●
建築物等の高さの制限		●	●		●
建築物等の建蔽、容積率の最高制限					●
壁面の位置と工作物の設置制限					●

※ 建築物の用途は、都市計画道路の事業の進捗に併せて制限されます。



## ◆ 2 道路ネットワークの計画

### 【基本的な考え方】

延焼遮断帯である都市計画道路の早期整備を目指します。また、建替えに併せて、通行の安全性を高める道路整備を行います。

### 【具体的な取り組み】

道路の整備

- 都市計画道路補助第 138 号線の早期整備
- 幅員 6m の地区内ネットワーク道路の整備（主要生活道路等）
- 幅員 4m 以上への拡幅誘導

## ◆ 3 みどりの維持・保全の計画

### 【基本的な考え方】

新設公園整備や既存する公園・寺院等の緑や農地の保全などにより、地域に開かれた緑豊かな環境づくりを行います。

### 【具体的な取り組み】

新設公園の整備

- 公社興野町住宅創出用地
- 都営西新井本町四丁目アパート創出用地

既存農地の保全

- 第二次あだち都市農業振興プランの策定

## ◆ 4 防災まちづくりの計画

### 【基本的な考え方】

消防活動困難区域を解消させる都市計画道路等の早期整備や、建築物の建替えの際に密集化の緩和や不燃化を促し、防災性の向上により、安全・安心なまちづくりを進めます。

### 【具体的な取り組み】

建物の密集具合の緩和

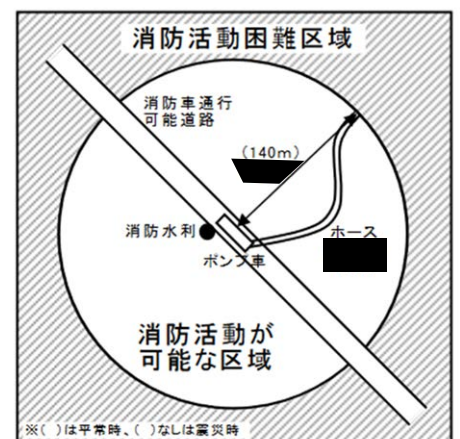
- 敷地面積の最低限度の設置制限

建物の防火性の向上

- 不燃化特区の助成区域および新防火地域の拡大

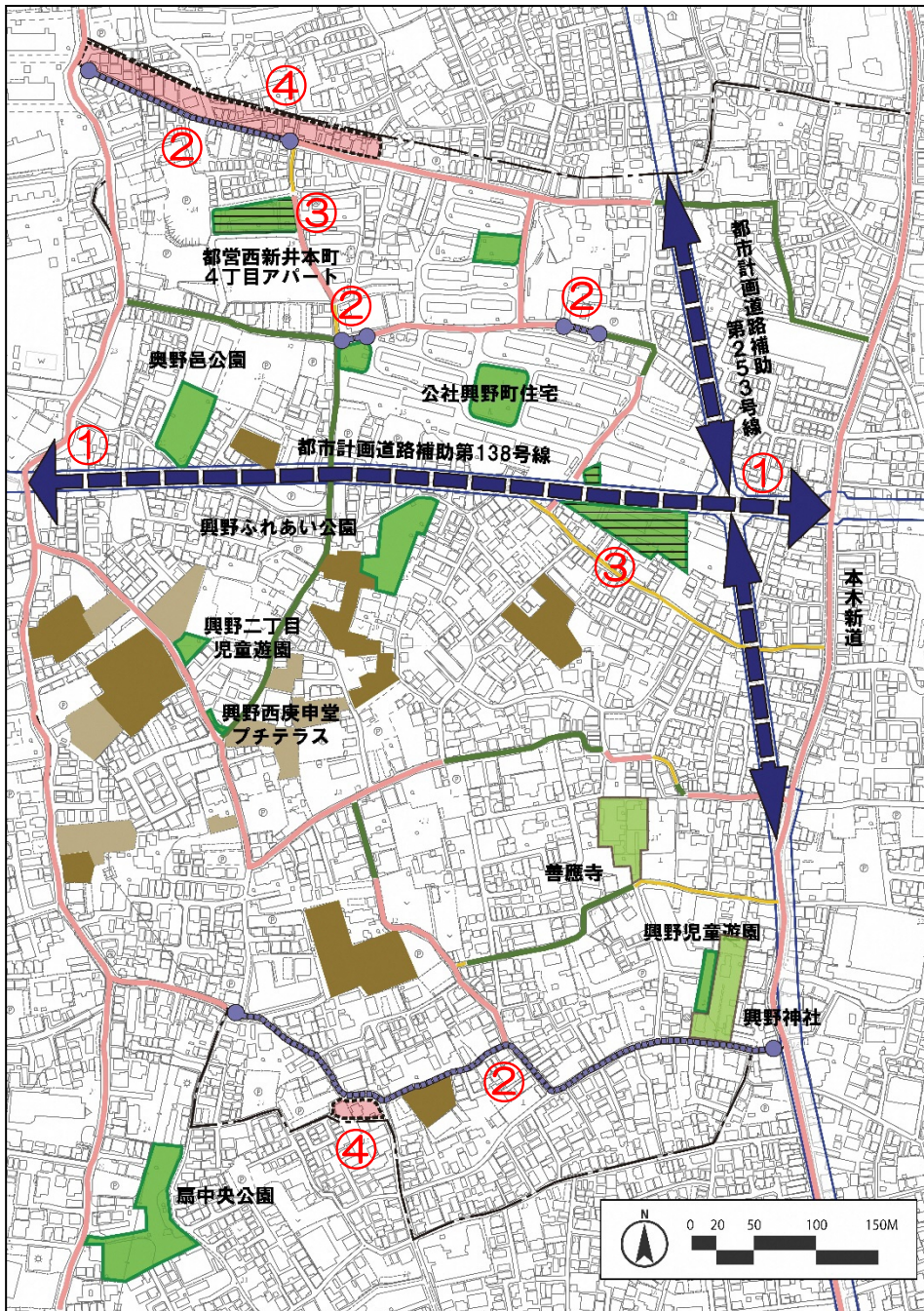
消防活動困難区域の解消

- 都市計画道路補助第 138 号線の早期整備
- 地区内ネットワーク道路（幅員 6m 以上）の整備



※ 消防活動困難区域  
連続性のある幅員 6m 以上の道路から 140m 以上離れた区域  
(消防ポンプ車からホースをつないでも届かない区域) をいいます。

◆ 1～4の計画をまとめた『まちづくり計画図』



◆道路ネットワークの計画

	①都市計画道路補助第138号線の早期整備
	②幅員6m道路の整備（新規路線）
	道路補助第253号線の整備
	幅員6m以上のネットワーク道路（現況）
	幅員4m以上6m未満のネットワーク道路（現況）
	早期に4m以上にすべきネットワーク道路（現況）

◆みどりの維持・保全の計画

	③新設公園の整備
	公園・広場
	生産緑地（農地）
	その他の緑地（農地）
	寺院・神社

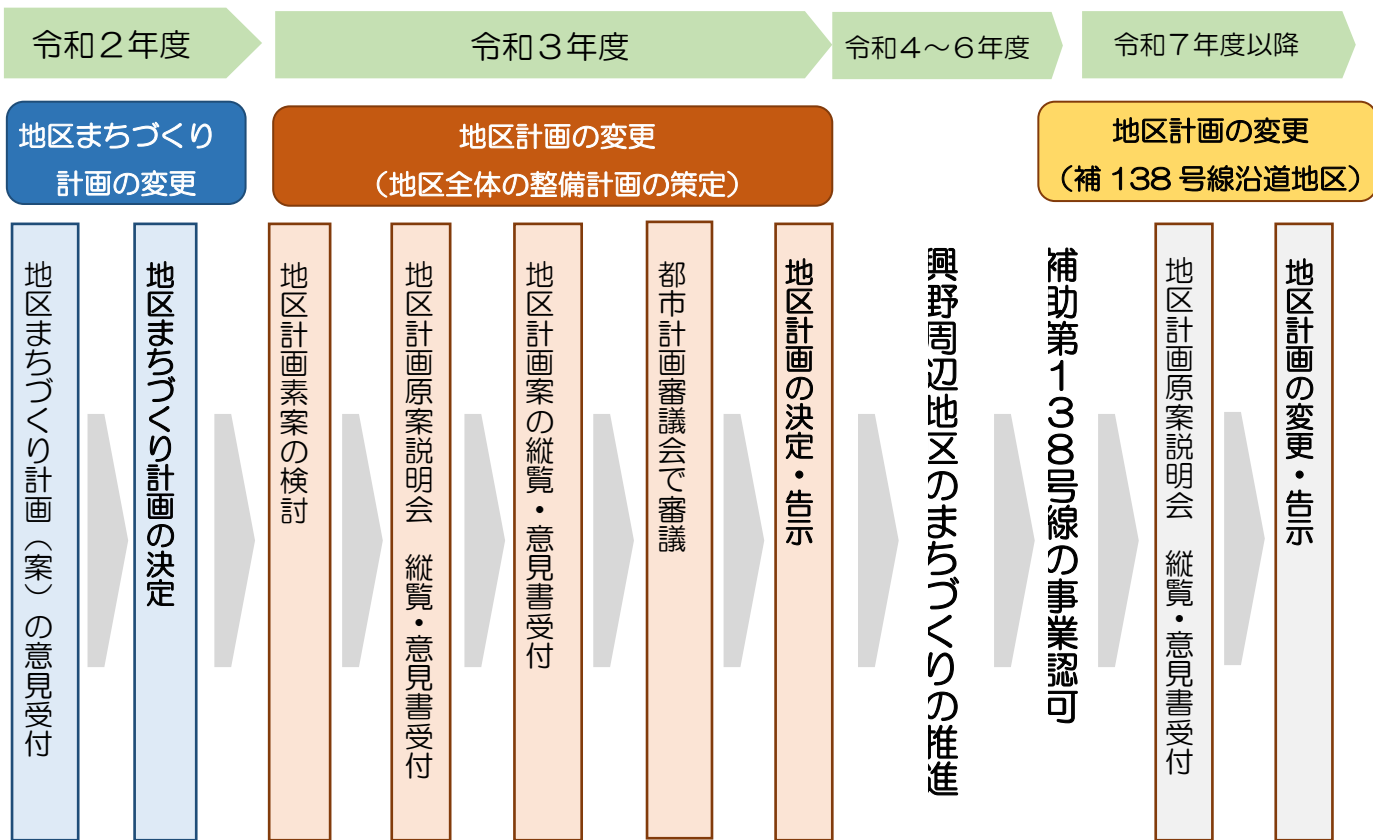
◆防災まちづくりの計画

	④不燃化特区等の拡大
--	------------

※ 赤文字が新規事業となります。

# 今後の予定

今後の予定



## 地区まちづくり計画とは

地区環境整備計画を基本とし、まちづくり協議会などにおいて、住民の方々とのまちの将来像を協議し、実現に向けた目標や基本的な考え方を体系的に定めた実現性の高い、まちづくり計画です。

## 地区計画とは

地区まちづくり計画に反映させた、まちの将来像やまちづくりの方針、道路や公園などの配置、建物や敷地などについての建築ルールなどを定めた計画です。

道路・公園などの地区施設や地区にふさわしい建築物の用途・形態などを定めることにより、きめ細やかなまちづくりを実現するために策定する、都市計画制度です。

この配布物に使用した地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。【承認番号】2 都市基交著第 18 号

お問い合わせ

足立区 都市建設部 市街地整備室 まちづくり課  
 住所：〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号（南館4階）  
 電話：03-3880-5437 FAX：03-3880-5605  
 メールアドレス：machi@city.adachi.tokyo.jp

## 地区の拡張計画（変更案）

興野周辺地区地区計画の区域を一部拡張し、それに伴い用途地域境も変更を行う。

### 1 変更概要（右図参照）

#### 変更前の地区境界（現在の地区境界）

幅員約4.5m～6.0m未満の**現況の道路境より**、20m外側に平行移動した見通し線を地区境界としている。

#### 変更後の地区境界

当該道路を幅員6.0mの地区施設（道路）に拡幅計画していることから、**拡幅した計画道路境より**、20m外側に平行移動した見通し線を地区境界とする。

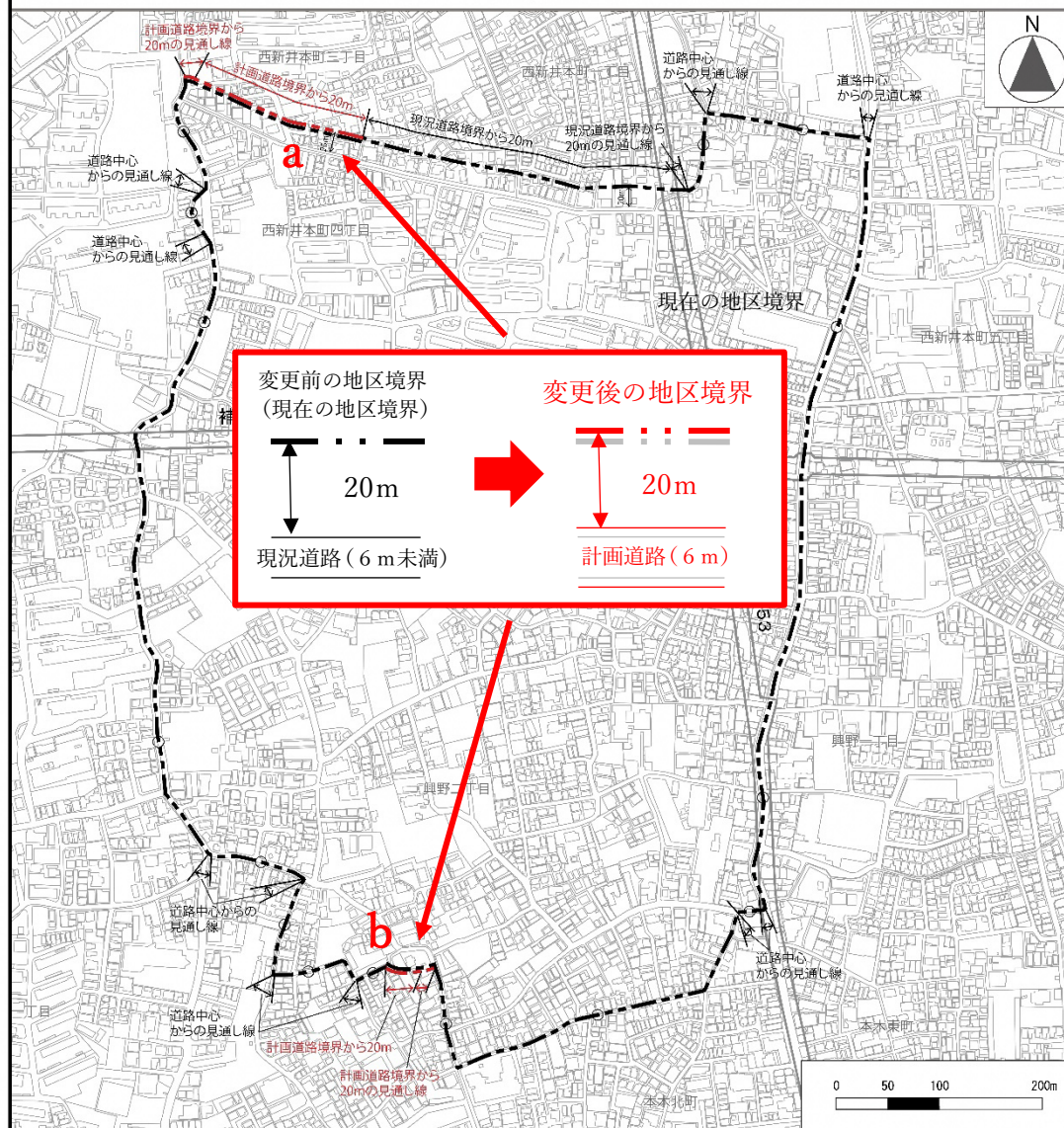
### 2 拡張箇所（右図参照）

- a 西新井本町三丁目2番、3番及び12番先の地区境界
- b 扇三丁目44番先の地区境界

### 3 拡張区域

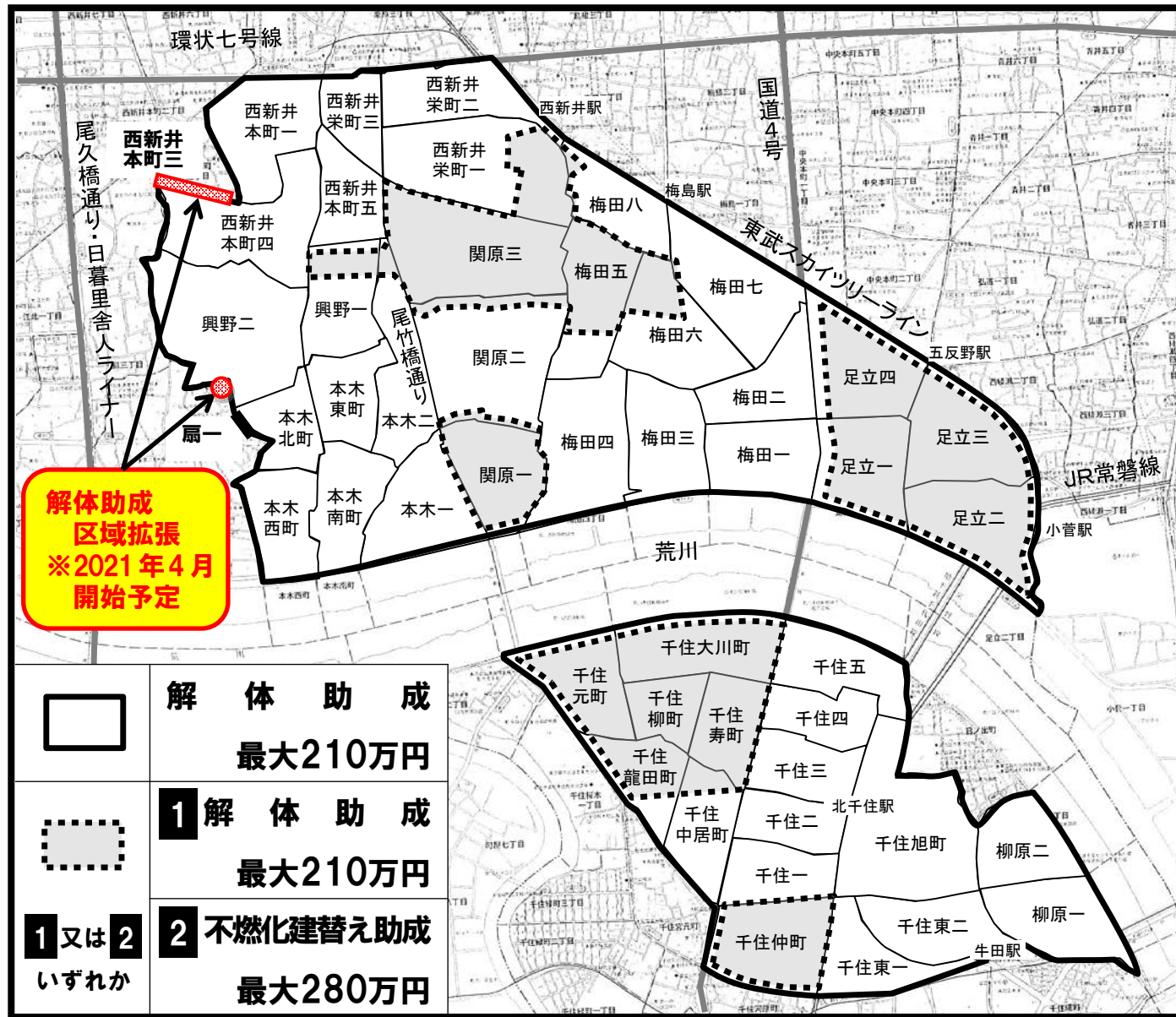
拡張面積 約130㎡ (a+b)

## 東京都市計画地区計画 興野周辺地区地区計画（区域）



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図を使用して作成したものである。（承認番号）30都市基交第51号、平成30年6月21日  
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。（承認番号）30都市基街第75号、平成30年6月14日

# 不燃化特区の各助成区域



解体・建替えをお考えの皆様へ

# 不燃化特区内で古い建物を 解体・建替

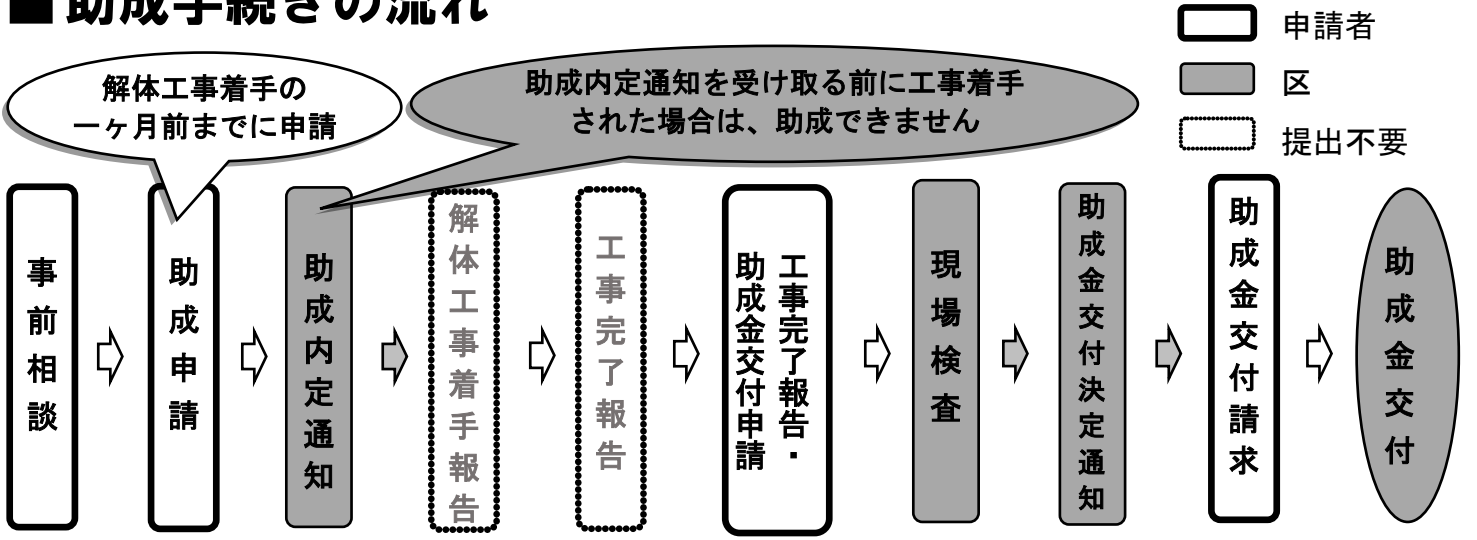
# チャンス

2025年度まで!

解体費用の助成(全域)  
最大**210**万円  
又は  
不燃化建替え費用の助成(一部区域)  
最大**280**万円

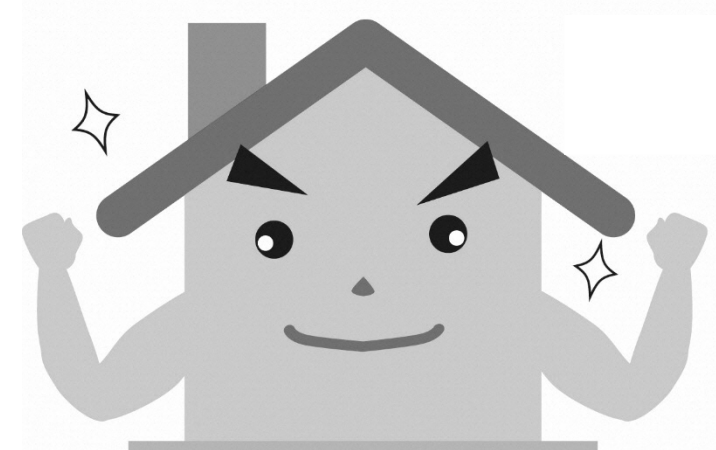
2021年4月から  
区域一部拡張予定  
※西新井本町三丁目の一部、扇一丁目の一部  
詳細についてはお問い合わせ下さい

## 助成手続きの流れ



まずはお問い合わせください!

**お問い合わせ先**  
足立区 密集地域整備課 不燃化特区推進係 (南館4階)  
電話番号 03-3880-6269(直通) FAX番号 03-3880-5605  
メールアドレス [missyu-seibi@city.adachi.tokyo.jp](mailto:missyu-seibi@city.adachi.tokyo.jp)

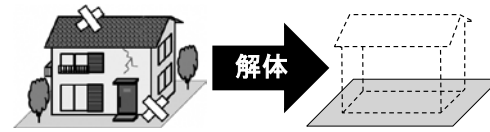


昭和56年5月31日以前の木造又は軽量鉄骨造の建物は解体費用が助成対象となる可能性があります!

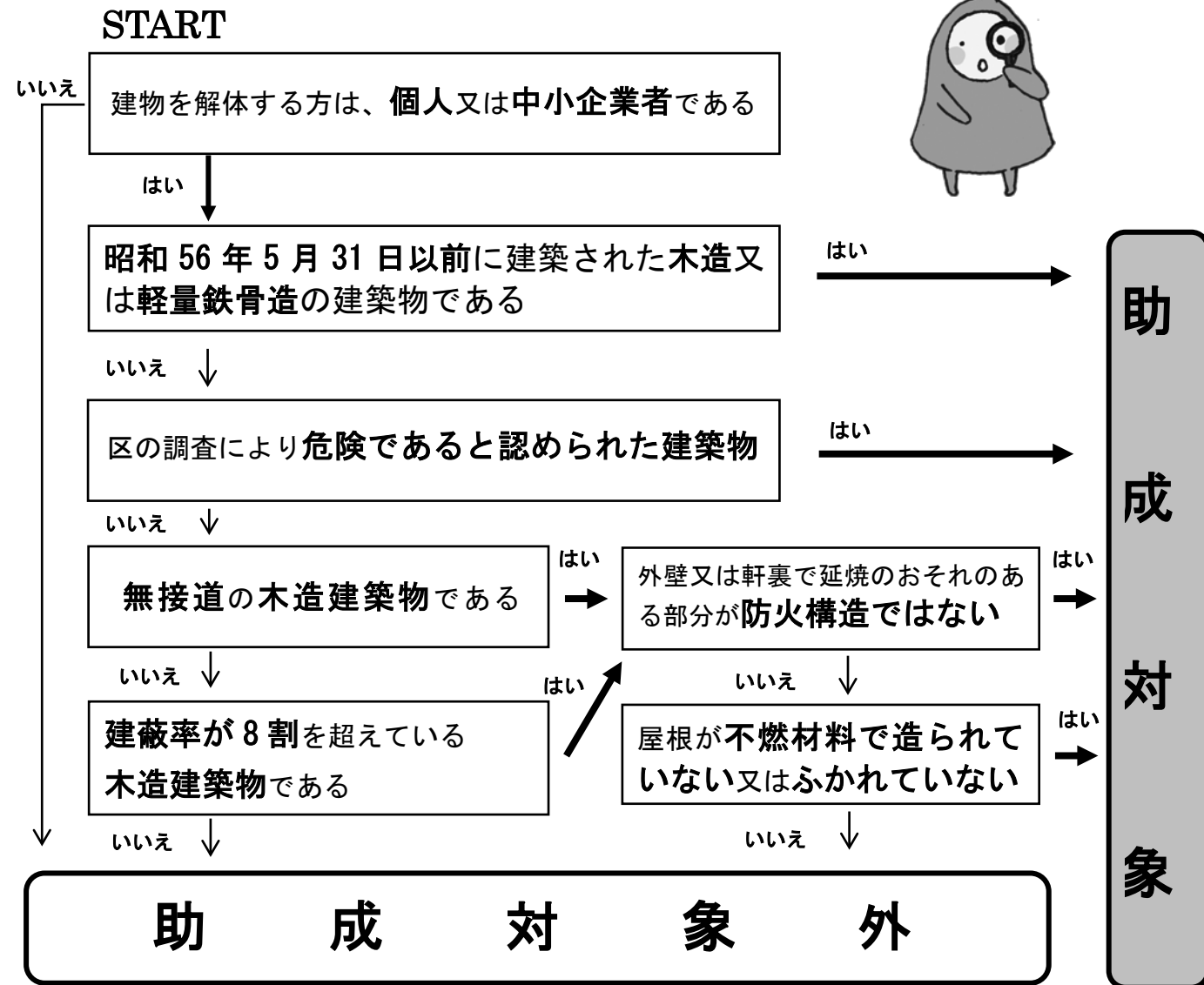
まずは、お問い合わせ下さい  
(裏面参照)

# 1 解体費用を助成（全域）

老朽建築物を **解体** する方



助成対象となるかチェックしましょう。



**助成額**

**解体費 最大 210 万円**

①～③のうち、**いずれか少ない額**

① 実際にかかった経費

② 解体費(単価) × (解体する建築物の延べ床面積)

↳ [ 木造 : 21,000 円/m<sup>2</sup>  
木造以外 : 30,000 円/m<sup>2</sup> ]

③ 解体費の助成限度額 (210 万円)

**解体後の更地に係る固定資産税等の減免について**

更地を適正に管理することにより、**最長 5 年度分 8 割** の減免が受けられる可能性があります。

まずは、密集地域整備課 (Tel.03-3880-6269) へ。

**【必要手続き】**

① 解体工事着手前に区の認定

② 毎年 1 月 1 日以降区発行の適正管理証明

③ ②を添付のうえ、6 月 30 日 (通常) までに足立都税事務所に減免申請

# 2 不燃化建替え費用を助成（一部区域）

より燃えにくい建物へ **建替え** をする方

次の条件を全て満たす場合に助成対象となります。

【解体する建築物の条件】	【新築する建築物の条件】
<ul style="list-style-type: none"> <li>木造又は<b>軽量鉄骨造</b> である</li> <li>耐用年限の 2/3 以上経過している</li> </ul> <p>〔 木 造 : 築 15 年以上 軽量鉄骨造 : 築 23 年以上 〕</p>	<p><b>耐火又は準耐火建築物</b> である</p>
<p>個人及び中小企業者以外は助成を受けることができません</p> <p>宅地建物取引業者が販売を目的として建築する建築物は助成対象になりません</p>	

**助成額**

**解体費 (最大 210 万円) + 設計・監理費 (最大 70 万円) = 助成金 (最大 280 万円)**

※ 1 の解体費参照

**建替えた建物に係る固定資産税等の減免について**

一定の要件を満たす燃えにくい建物に建替えることにより、**最長 5 年度分 10 割** の減免が受けられる可能性があります。

詳しくは、足立都税事務所 (Tel.03-5888-6211 (代表)) の固定資産税係へ。

# 3 専門家を無料で派遣（全域）

区域内に土地又は建物をお持ちで、**専門的な相談** をしたい方

・今の敷地で**どんな建物が建てられるの？**

・空家になっている祖父母の家を取り壊したいが、**名義変更や税金のことがよく分からない**

・弁護士 ・不動産鑑定士

・税理士 ・不動産コンサルタント

・行政書士 ・一級建築士 など

相談内容に適した専門家がお答えします

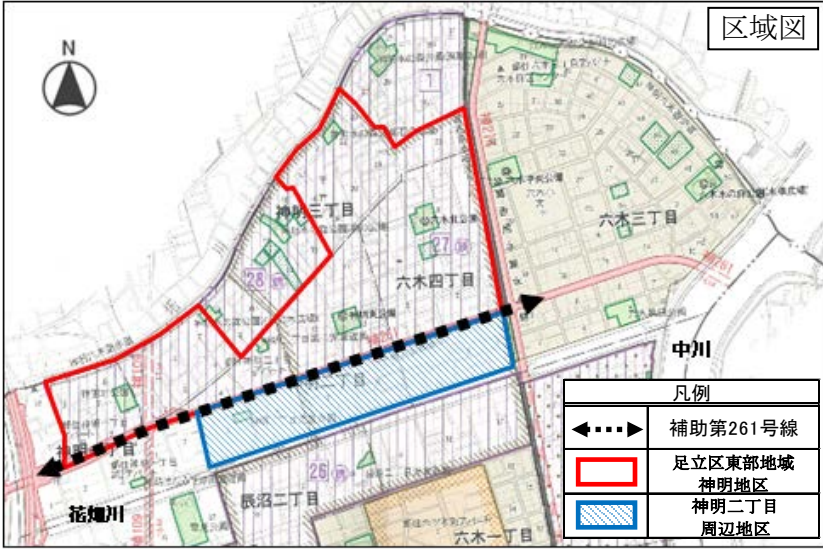
# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

件名	西新井大師周辺地区まちづくりの取組み状況について				
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 地域のちから推進部地域調整課 住区推進課 資産管理部営繕管理課				
内 容	<p>西新井大師周辺地区まちづくり協議会の開催予定について、以下のとおり報告する。</p> <p>※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に応じて、変更する可能性あり。</p> <p>1 開催日時 令和3年3月26日（金）午後6時～</p> <p>2 開催場所 西新井小学校 3F ランチルーム</p> <p>3 協議内容                  (1) 西新井合築施設の改築工事基本設計について                  (2) 西新井大師西駅西側の定期利用駐輪場の設置について</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度中</td> <td>西新井合築施設の改築工事着手</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和3年度中	西新井合築施設の改築工事着手
年 月	内 容				
令和3年度中	西新井合築施設の改築工事着手				
問題点 今後の方針	今後も事業の進捗状況に併せ協議会等を通じて情報を発信し、地域の意見をまちづくりに反映させていく。				

# 建設委員会報告資料

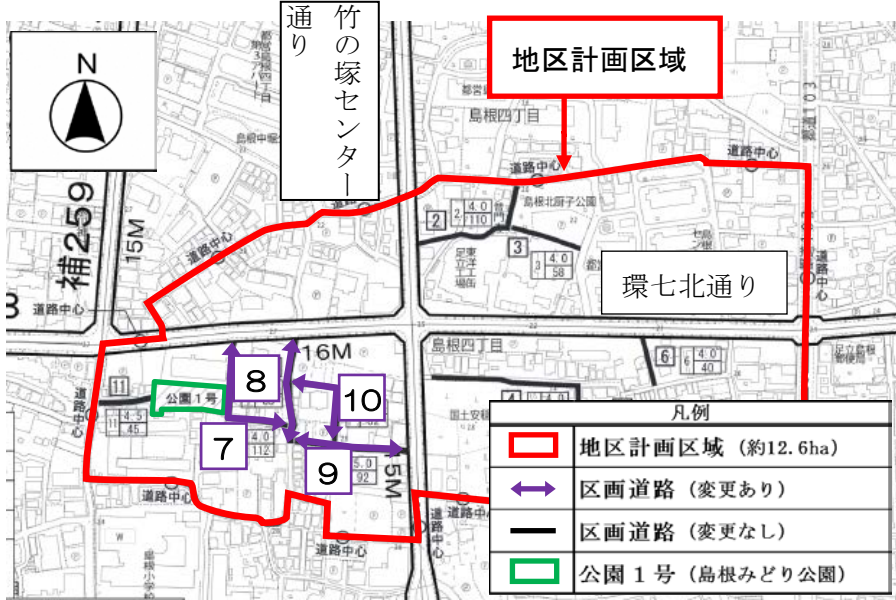
令和3年3月12日

件名	神明二丁目周辺地区他1か所の地区計画策定について
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 中部地区まちづくり担当課 都市建設部都市計画課
内容	<p>神明二丁目周辺地区および足立東部地域神明地区の地区計画を令和3年3月4日に策定し、まちづくりニュースにて各地域に周知するので以下のとおり報告する。</p> <p>1 神明二丁目周辺地区地区計画（約9.7ha）</p> <p>（1）位置 神明二丁目、六木四丁目各地内 （以下の区域図のとおり）</p> <p>（2）配布日 令和3年3月12日（予定）</p> <p>（3）配布数 約900枚</p> <p>（4）まちづくりニュース 別添資料1参照</p> <p>2 足立東部地域神明地区地区計画（約28.7ha）</p> <p>（1）位置 神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、六木四丁目各地内 （以下の区域図のとおり）</p> <p>（2）配布日 令和3年3月12日（予定）</p> <p>（3）配布数 約2,000枚</p> <p>（4）まちづくりニュース 別添資料2参照</p> <div style="text-align: center;">  <p style="text-align: right;">区域図</p> </div>
問題点 今後の方針	令和3年6月に地区計画決定に伴う建築物の制限に関する条例の制定を目指す。



# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

<p>件名</p>	<p>島根四丁目地区地区計画変更の原案について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>市街地整備室まちづくり課 中部地区まちづくり担当課 都市建設部都市計画課</p>
<p>内容</p>	<p>島根四丁目地区地区計画の原案を地域へ周知するので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 地区計画の位置</p>  <p>2 周知方法</p> <p>ア 関係権利者全員に「まちづくりのお知らせ」および原案資料を配布・郵送（別添資料3参照）</p> <p>イ 配布日 令和3年3月12日（予定）</p> <p>ウ 配布数 約1,300枚</p> <p>エ 配付から2週間で質問受付</p> <p>※ 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づき、16条説明会は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のために代替措置で行った。</p>

3 地区計画変更の概要

区画道路名	変更内容	変更前	変更後
区画道路 7 号	現況幅員に拡幅	4.0m	4.0～5.4m
区画道路 8 号	現況幅員に拡幅	5.5m	6.0m
区画道路 9 号	拡幅	5.0m	5.0～6.0m
区画道路 10 号	廃止	4.0m	—

4 今後の予定

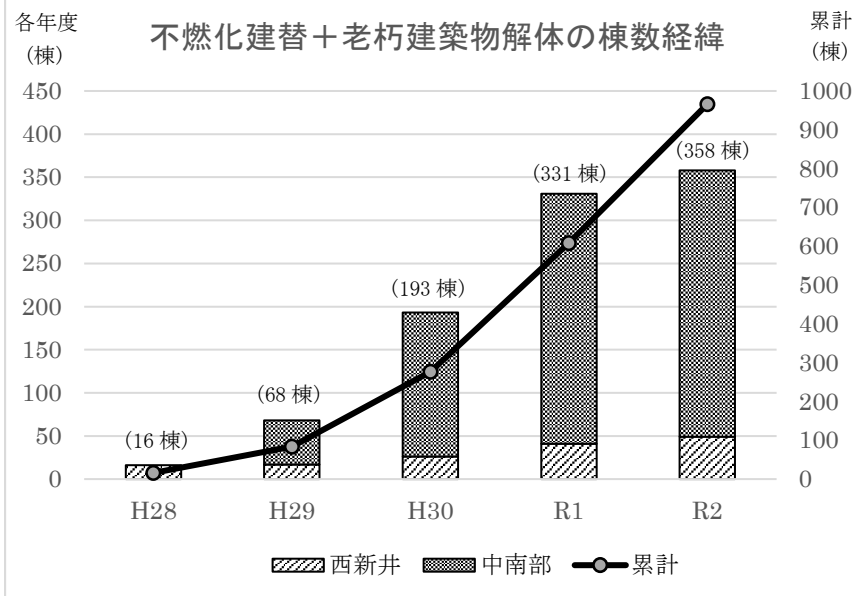
年 月	内 容
令和 3 年 4 月 9 日 ～30 日	都市計画法第 16 条に基づく都市計画原案の 公告・縦覧
6 月 1 日 ～15 日	都市計画法第 17 条に基づく都市計画案の 公告・縦覧
7 月	足立区都市計画審議会（審議） 地区計画変更決定・告示

問 題 点  
今後の方針

令和 3 年 7 月の地区計画変更に向け、鋭意進めていく。

# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

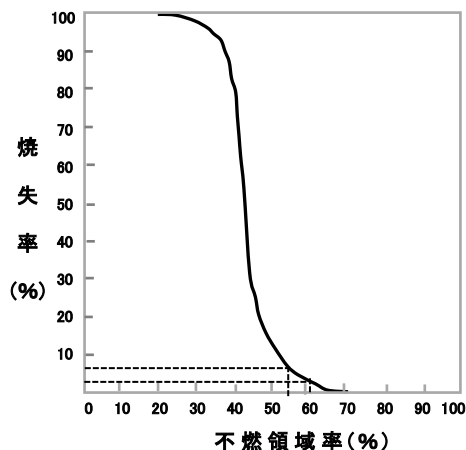
件名	不燃化特区制度のこれまでの実績について																																									
所管部課名	市街地整備室密集地域整備課																																									
内容	<p>不燃化特区制度（都補助率50%）による老朽建築物の解体及び不燃化建替えの実績・効果と今後の進め方について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 制度導入時期と面積（別紙参照 P45）</p> <p>(1) 西新井駅西口周辺地区 事業開始 平成26年8月 地区面積 約54.8ha</p> <p>(2) 足立区中南部一帯地区 事業開始 平成29年5月 地区面積 約645.4ha</p> <p>(3) 合計 地区面積 約700.2ha</p> <p>2 これまでの事業実績</p>																																									
	 <p>不燃化建替+老朽建築物解体の棟数経緯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各年度(棟)</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>棟数</td> <td>16</td> <td>68</td> <td>193</td> <td>331</td> <td>358</td> </tr> <tr> <td>累計(棟)</td> <td>16</td> <td>84</td> <td>277</td> <td>608</td> <td>966</td> </tr> </tbody> </table> <p>西新井 中南部 累計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 ※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>棟数</td> <td>16</td> <td>68</td> <td>193</td> <td>331</td> <td>358</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>33,019</td> <td>117,637</td> <td>310,040</td> <td>550,193</td> <td>602,900</td> </tr> <tr> <td>不燃領域率※2</td> <td>55.2%</td> <td>59.3%</td> <td>60.2%</td> <td>61.2%</td> <td>62.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和2年度については、年度末の実績見込みとする          ※2 不燃領域率は、市街地の延焼の危険性を示す指標</p>	各年度(棟)	H28	H29	H30	R1	R2	棟数	16	68	193	331	358	累計(棟)	16	84	277	608	966		H28	H29	H30	R1	R2 ※1	棟数	16	68	193	331	358	金額(千円)	33,019	117,637	310,040	550,193	602,900	不燃領域率※2	55.2%	59.3%	60.2%	61.2%
各年度(棟)	H28	H29	H30	R1	R2																																					
棟数	16	68	193	331	358																																					
累計(棟)	16	84	277	608	966																																					
	H28	H29	H30	R1	R2 ※1																																					
棟数	16	68	193	331	358																																					
金額(千円)	33,019	117,637	310,040	550,193	602,900																																					
不燃領域率※2	55.2%	59.3%	60.2%	61.2%	62.2%																																					

### 3 申請の推移について

平成30年8月に足立区中南部一帯地区の老朽建築物除却助成の要件を拡充したことに伴い、当地区の申請件数が大幅に伸びた。

令和2年度は年度末の実績見込みではあるが、コロナ禍にもかかわらず、令和元年度の実績を上回る。

表1 不燃領域率と焼失率の関係



(出展:建設省総合技術開発プロジェクト報告書)

### 4 事業効果について

不燃化特区の不燃領域率は、5年前には約55%となっていたが、解体・建替え等が進み、令和元年度末には約61%となり延焼による焼失率は約2%に改善した(表1参照)。

### 5 参考事例

解体前



解体後



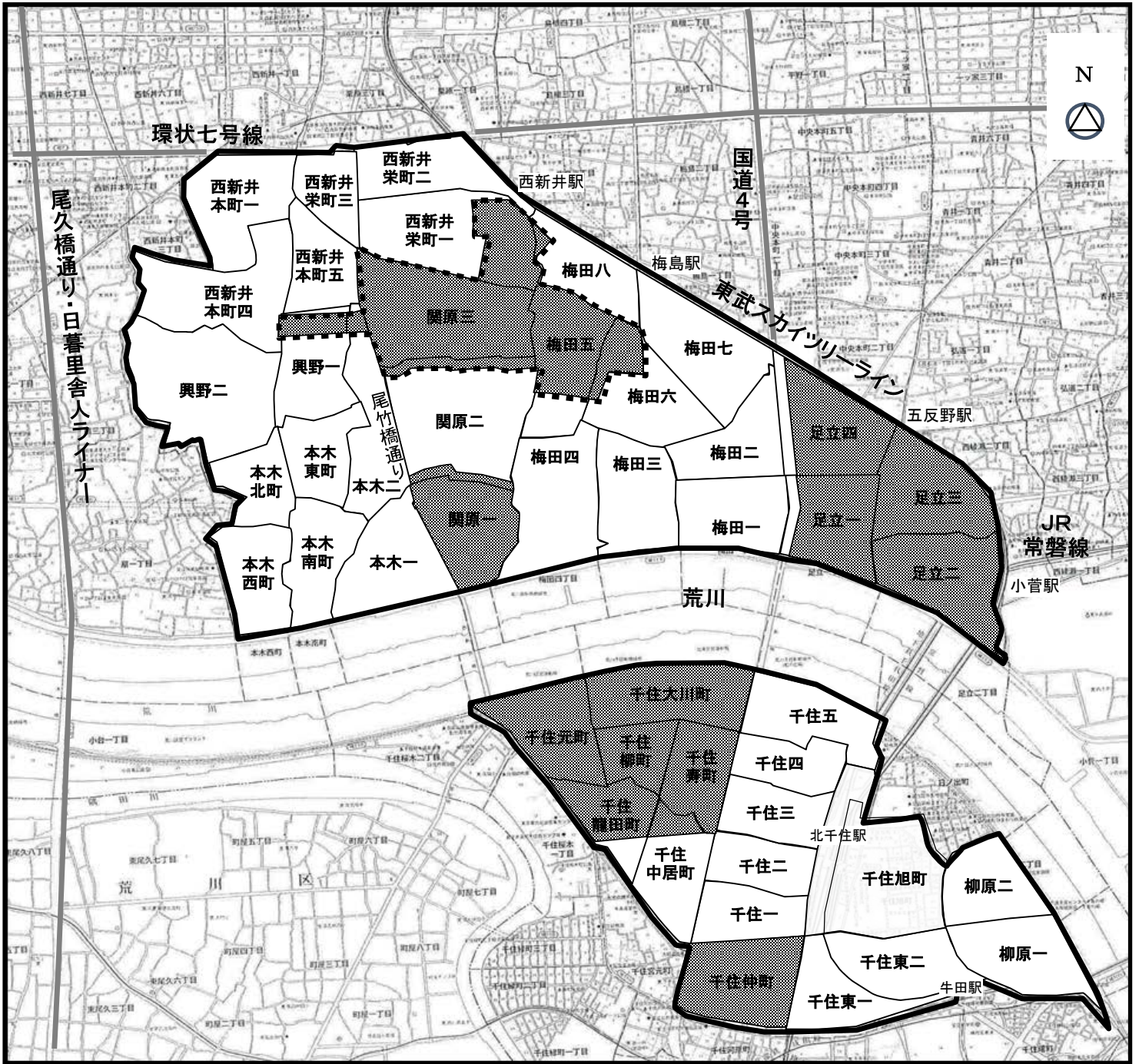
### 6 今後の進め方について

令和7年度末の目標を不燃領域率68%と定め、「燃えない・燃え広がらないまち」の実現を目指していく。

- (1) 5年間の事業延伸や助成内容を、チラシの各戸配布、相談会、広報・ホームページ掲載等により、区民、町会・自治会、建設業・不動産業等関係事業者幅広く周知徹底していく。
- (2) 適正な管理がされていない危険な老朽建築物については、関係所管と連携し、積極的に不燃化特区制度の活用を促していく。

問題点  
今後の方針

令和3年度から事業を5年間延伸し、不燃領域率の向上を目指し、解体・建替え助成を行うことにより、防災まちづくりを推進する。



(凡例)

	足立区中南部一帯地区 (645.4ha)
	西新井駅西口周辺地区 (54.8ha)
	不燃建替え助成区域 (207.6ha)

# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

件名	足立区耐震改修促進計画に係る改定作業期間の延伸について										
所管部課名	建築室建築安全課										
内 容	<p>東京都耐震改修促進計画の方針公表の遅れに伴い、足立区耐震改修促進計画の完了予定を、令和3年3月末から令和3年11月末までに延伸することについて報告する。</p> <p>1 変更理由          新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、東京都耐震改修促進計画の方針の公表が遅れたため。</p> <p>2 今後のスケジュール</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 月</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年6月</td> <td>委員会報告</td> </tr> <tr> <td>令和3年6月～7月</td> <td>パブリックコメント実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年8月</td> <td>委員会報告</td> </tr> <tr> <td>令和3年9月～11月</td> <td>印刷・製本</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の対応          改定作業延伸に伴い、足立区耐震改修促進計画に空白期間が生じないように、現行計画を令和2年度末から令和3年度末まで延伸し対応する。</p>	年 月	内 容	令和3年6月	委員会報告	令和3年6月～7月	パブリックコメント実施	令和3年8月	委員会報告	令和3年9月～11月	印刷・製本
年 月	内 容										
令和3年6月	委員会報告										
令和3年6月～7月	パブリックコメント実施										
令和3年8月	委員会報告										
令和3年9月～11月	印刷・製本										
問題点 今後の方針	東京都耐震改修促進計画との整合を図り、令和3年11月末までに改定を行う。										

# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

件名	シルバーピア（民間借上高齢者集合住宅）に係る契約更新意向調査結果について																																																												
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課																																																												
内 容	<p>シルバーピア（民間借上高齢者集合住宅）について、10月5日の建設委員会に報告した以下の方針に基づき、契約更新の意向調査を実施した結果、全ての建物所有者から更新意向有りとの回答があったので報告する。</p> <p>1 方針</p> <p>(1) 所有者の役割である大規模改修などを条件に、契約更新を行う。</p> <p>(2) (1)の条件が折り合わない場合、契約更新せず、区営住宅更新計画の中で、契約更新されない減少戸数分を確保していく。</p> <p>2 契約更新意向調査結果</p> <p>(1) 調査の概要（令和2年11月～令和3年2月に実施）</p> <p>現契約の終了時には建設から30年が経過することから、以下の条件を前提に契約更新の意向の有無を書面にて確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約更新前に専門家による劣化状況の診断を行い、契約更新後、3年以内に大規模改修を実施する。</li> <li>・ 契約更新時の賃借料は、不動産鑑定士の鑑定額を原則とする。</li> </ul> <p>(2) 調査結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>戸数</th> <th>当初契約</th> <th>契約終了</th> <th>更新意向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>東綾瀬</td> <td>20戸</td> <td>平成5年2月</td> <td>令和5年1月</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>入谷</td> <td>26戸</td> <td>平成5年11月</td> <td>令和5年10月</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>谷中</td> <td>26戸</td> <td>平成5年11月</td> <td>令和5年10月</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>西新井</td> <td>26戸</td> <td>平成7年2月</td> <td>令和7年1月</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>梅島</td> <td>28戸</td> <td>平成7年3月</td> <td>令和7年2月</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鹿浜</td> <td>25戸</td> <td>平成8年2月</td> <td>令和8年1月</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>伊興</td> <td>25戸</td> <td>平成8年3月</td> <td>令和8年2月</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>一ツ家</td> <td>22戸</td> <td>平成10年4月</td> <td>令和10年3月</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>198戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 当初契約から20年目に10年の契約更新をしている。</p>		施設名	戸数	当初契約	契約終了	更新意向	1	東綾瀬	20戸	平成5年2月	令和5年1月	有	2	入谷	26戸	平成5年11月	令和5年10月	有	3	谷中	26戸	平成5年11月	令和5年10月	有	4	西新井	26戸	平成7年2月	令和7年1月	有	5	梅島	28戸	平成7年3月	令和7年2月	有	6	鹿浜	25戸	平成8年2月	令和8年1月	有	7	伊興	25戸	平成8年3月	令和8年2月	有	8	一ツ家	22戸	平成10年4月	令和10年3月	有		計	198戸			
	施設名	戸数	当初契約	契約終了	更新意向																																																								
1	東綾瀬	20戸	平成5年2月	令和5年1月	有																																																								
2	入谷	26戸	平成5年11月	令和5年10月	有																																																								
3	谷中	26戸	平成5年11月	令和5年10月	有																																																								
4	西新井	26戸	平成7年2月	令和7年1月	有																																																								
5	梅島	28戸	平成7年3月	令和7年2月	有																																																								
6	鹿浜	25戸	平成8年2月	令和8年1月	有																																																								
7	伊興	25戸	平成8年3月	令和8年2月	有																																																								
8	一ツ家	22戸	平成10年4月	令和10年3月	有																																																								
	計	198戸																																																											
問題点 今後の方針	契約終了が近づいた段階で、建物所有者と更新に向けた協議を行う。																																																												

# 建設委員会報告資料

令和3年3月12日

件名	居住支援の検討状況について
所管部課名	建築室住宅課 高齢者施策推進室地域包括ケア推進課
内容	<p>第1回足立区居住支援協議会の結果を踏まえた現在の検討状況、及び第2回居住支援協議会について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 お部屋さがしサポート事業（案）（別紙参照 P49）</p> <p>（1）住宅相談窓口の拡充 相談窓口となる住宅課に専任職員を配置</p> <p>（2）相談体制の構築 不動産協会と連携して月2回個別相談窓口を開設</p> <p>（3）個別寄り添い支援 不動産店窓口や現地内覧に区職員も同行</p> <p>（4）単身高齢者の入居促進に向けた助成制度 家賃債務保証や少額短期保険費用の一部を助成することで、加入促進を図り、家主が貸しやすい環境を整備</p> <p>（5）家主の相談窓口の設置 事業を通じて入居に協力してくれた家主等に対するアフターフォロー体制を整備</p> <p>2 第2回足立区居住支援協議会の開催</p> <p>（1）開催日時 令和3年3月19日（金）午前10時～</p> <p>（2）開催場所 足立区役所南館8階庁議室</p> <p>（3）議事内容 お部屋さがしサポート事業（案）について</p>
問題点 今後の方針	事業の進捗を踏まえ、適宜、不動産協会と調整を図り、居住支援協議会を通じて検証しながら、さらなる必要な支援の検討を行う。



## お部屋さがしサポート事業(案)のイメージ

